女川町広域避難計画

～原子力災害における広域避難の対応について～

平成２９年３月

女　川　町

－　　目　　次　　－

第１章　総則
第１節　計画の位置づけ等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３節　計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第４節　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第５節　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１　複合災害への検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　避難先等の明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　迅速確実な情報伝達の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
４　要配慮者等への的確な対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第６節　避難計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第７節　計画の周知徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　原子力災害対策の基本事項
第１節　原子力災害に対応するための防護措置　・・・・・・・・・・・・・・　4
第２節　避難の対象地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第３章　防護対策の判断
第１節　緊急事態における防護対策の決定に係る判断基準等　・・・・・・・・　8
第２節　避難等指示の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第４章　広域避難
第１節　広域避難先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第２節　避難経路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第３節　一時集合場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
第４節　避難所受付ステーション　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第５章　住民への情報伝達・広報
第１節　住民等への情報伝達体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
第２節　住民広報活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第６章　住民への防護措置
第１節　基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
第２節　安定ヨウ素剤の配備・服用等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

第７章　住民等の避難行動
第１節　広域避難の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
第２節　要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難　・・・・・　３５

第８章　避難住民の支援体制等
第１節　避難所及び福祉避難所の開設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
第２節　避難所及び福祉避難所の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

資料編

資料１　原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組み・・・・・・・・・・・　資－　１
資料２　行政区別避難者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－１１
資料３　広域避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－１５
資料４　避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－１７
資料５　避難経路図及び避難所周辺図・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－２５
資料６　通信連絡系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－６８
資料７　広報及び指示伝達系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－６９
資料８　広報文案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資－７０

第１章　　総　　則

第１節　計画の位置づけ等

本計画は、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）における原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に定める重大事故等に起因して、原子力災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合に備え、女川町地域防災計画〔原子力災害対策編〕（以下「町防災計画」という。）第２章第１０節に基づき、町域を超える広域的な避難措置（以下「広域避難」という。）に必要となる基本的事項を定めるものである。

第２節　計画の目的

本計画は、あらかじめ町民及び避難先自治体、県、国及び防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対応策を準備すること等により、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、迅速かつ確実で円滑に広域避難が実施できる体制を構築することを目的とする。

第３節　計画策定の経緯

平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、従来定めていた原子力防災対策を重点に実施すべき地域である原子力発電所から概ね１０ｋｍ圏を超える地域に対して避難指示が出され、住民等は遠方の自治体に広域避難を行う状況となった。

このような事故の発生及びそれ以降の事故対応等を踏まえ、平成２４年９月に見直しがなされた国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、ＰＡＺ及びＵＰＺを含む地方公共団体は広域避難計画を策定することとされた。また、平成２４年１０月に新たな原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として原子力施設から概ね半径５ｋｍの範囲である予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone（以下「ＰＡＺ」という。））及び原子力施設から概ね半径３０ｋｍとなる緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone（以下「ＵＰＺ」という。））が新たに定められた。

このことを受け、平成２５年３月に町防災計画の見直しを図り、女川原子力発電所から概ね３０ｋｍ圏内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に包含される女川町（以下「本町」という。）が、原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において避難を行う際には、当該地域外に避難することを定めたところである。

第４節　用語の定義

本計画で用いる用語については、以下に示す用語以外は、町防災計画における用語の定義と同義である。

○　避難：単に避難と記す際は、避難及び一時移転を示す。

※　避難と一時移転については、本計画「第２章第１節１」を参照のこと。

第５節　基本方針

１　複合災害への検討

女川原子力発電所に係る原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先した住民の安全対策を検討する。

複合災害の発生時においては、状況によって原子力災害の対応を優先的に行うことにより生命の危険性が高まる場合もあるため、例えば、津波発生の危険がある場合の沿岸部の行動、土砂災害の危険がある場合の山間部の行動等について、事前にそれらの行動手順を定める。

２　避難先等の明示

災害発生時においては、住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難経路をあらかじめ明示する。

３　迅速確実な情報伝達の提供

複合災害時等における臨機応変な対応が必要となった場合も念頭に、迅速かつ確実に情報伝達が行える体制を整備する。

４　要配慮者等への的確な対応

複合災害に限らず、単独で発生する原子力災害及びその他の自然災害が発生した場合における要配慮者等に対する対応については､最優先に行う必要があることに加え、要配慮者の特性に応じた取組みが必要である。

要配慮者は、災害発生時の避難行動を取る際において通常想定される以上の時間を要すると認められるが、要配慮者の安全確保と併せ、支援する者に対する安全確保についても十分に考慮する。

また、避難行動時に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【参考】要配慮者について
○　要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味する。 具体的な例：高齢者、障害児者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

第６節　避難計画の見直し

本計画は、国の法令、防災基本計画及び原子力災害対策指針等のほか、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕のほか、女川町地域防災計画〔原子力災害対策編〕と密接に関係するものであることから、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、必要な見直しを適宜行っていくものとする。

なお、これらの必要な見直しについては、避難先である受入自治体の受入体制との整合を図るものとする。

第７節　計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第２章　　原子力災害対策の基本事項

第１節　原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、女川原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県及び町からの指示により、住民は以下の各種防護措置を実施する。

１　避難及び一時移転

あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、女川原子力発電所の事故の状況や環境の放射線量により、以下の２通りが原子力災害対策指針において規定されている。

①　避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

②　一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する。

２　屋内退避

自宅や公共施設内等の屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線の強さを壁の遮へい効果により低減を図る防護措置。一般的に、コンクリート建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に実施する。

３　安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤は、放射性ではないヨウ素を内服用の医薬品としてヨウ化カリウムのように製剤化したものであり、予防服用は、この安定ヨウ素剤を放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に服用することで､放射性ヨウ素が甲状腺へ集積することを抑制し、内部被ばくを予防、軽減する防護措置である。

しかし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用することが効果的である。

また、安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となることから、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに住民等に安定ヨウ素剤を服用させることが必要となる。

４　避難退域時検査及び除染

避難退域時検査は､放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。

専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して、一定以上の放射性物質が検出された際は除染（放射性物質を取り除くこと）を行う。

５　飲食物の摂取制限

放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳等）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合や、一定以上の放射線量率が検出された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する。

第２節　避難の対象地域

この避難計画における対象地域は、国の原子力災害対策指針及び町防災計画に定める地域に基づき、女川原子力発電所から、概ね５ｋｍ圏内のＰＡＺ及び概ね３０ｋｍ圏内のＵＰＺの地域とし、下表に示す行政区とする。

なお、上記ＰＡＺ圏内及びＵＰＺ圏内の概ねの距離関係については、図２－１－１及び２－１－２に示す。

１　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）【対象：１１行政区】

■本町における予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ圏）の行政区

市町名	地域名
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ケ崎、竹浦、出島、寺間

２　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）【対象：３３行政区】

■本町における緊急時防護措置を準備する区域

市町名	地域名
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ケ崎、石浜東、石浜西、尾浦、御前浜、指ケ浜、江島

※なお、地理的状況を勘案し、離島である江島（江島行政区）は、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）に準ずる区域とし、ＰＡＺと同様の対応を行うこととする。

図　２－１－１　女川原子力発電所を基点とする関係自治体の範囲

図　２－１－２　女川原子力発電所を基点とする町内ＰＡＺ、ＵＰＺの範囲

【参考】ＰＡＺ及びＵＰＺについて
○ＰＡＺ：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、ＥＡＬ（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から、避難等の予防的防護措置を準備する区域。 ○ＵＰＺ：確率的影響を最小限に抑えるため、ＥＡＬ（緊急時活動レベル）、ＯＩＬ（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避等）を準備する区域

第３章　　防護対策の判断

第１節　緊急事態における防護対策の決定に係る判断基準等

緊急事態の初期段階における対応として実施する防護措置の基準は、以下のとおりである。

なお、防護措置の対応基準は、環境中への放射性物質が放出される前後で異なり、放出前は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ:Emergency Action Level）を、放出後は、運用上の介入レベル（ＯＩＬ:Operation Intervention Level)を用いた国からの避難指示等に基づき意思決定する。

１　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

主に環境中に放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するために女川原子力発電所の状態等で設定されるもので、表３－１－１のとおり定められている。

また、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）については、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベルを設定するものである。

なお、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みの内容は、資料編のとおりである。

表３－１－１　緊急事態区分とＥＡＬ等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概　　要	ＥＡＬの例	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や避難行動要支援者の避難実施により、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	非常用母線への交流電源が１系統になった場合　等	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原子炉停止中に原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位まで低下　等	特定事象に対応 (原災法第１０条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	照射済燃料集合体貯蔵プールの水位が、燃料集合体の露出水位まで低下　等	原子力緊急事態に対応 (原災法第１５条)

２　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

環境中に放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、表３－１－２のとおり定められている。

表３－１－２　避難、一時移転及び屋内退避に係るＯＩＬ

	基準の種　類	基準の概要 防護措置の概要	初期設定値※1
緊急防護措置【避難】	0IL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	５００μSv/h（地上１ｍで計測した場合の１時間あたりの空間放射線量率）※2
早期防護措置【一時移転】	0IL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準 １日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。	２０μSv/h（地上１ｍで計測した場合の１時間あたりの空間放射線量率）※2

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮し、判断基準の値を補正する必要がある。

※３　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

【参考】確定的影響と確率的影響について

■確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、例として脱毛や白内障等の症状がある。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。
一般的に 100 ミリシーベルト以下では確定的影響は現れないと考えられている。

■確率的影響：低い線量でも影響の可能性がゼロではないと考えられているもので、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病等）が現れる確率が高まる現象。

【参考】避難、一時移転及び屋内退避について

○避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

【避　　難】空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

【一時移転】緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるため実施。

○屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、避難指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

（参考）原子力災害対策指針（平成２５年９月５日全部改正　原子力規制委員会）

第２節　避難等指示の基本的考え方

１　避難等指示の発出時期

女川原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国から緊急事態区分及びＯＩＬに基づいた避難等指示が発令される。発令に係るフローを図３－２－１、避難指示地域の概念図を図３－２－２示す。

なお、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等指示が必要な際には、町長は原災法第２８条第２項及び災害対策基本法（以下「災対法」という。）第６０条に基づき避難等指示を行い、町が避難指示を行うことができない場合は、知事が原災法第２８条第２項及び災対法第６０条第６項に基づく避難等指示の代行を行う。

２　避難等指示の地域

⑴　避難等指示に当たっては、第２章「第２節　避難の対象地域」に示す防災対策に係る行政区を単位として実施する。

⑵　町は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ行政区ごとの住民状況及び次の事項を把握し、または定めておくとともに定期的に更新する。

なお、行政区ごとの住民状況については、別添資料編「行政区別避難者数」参照。

① 区の連絡責任者
② コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）
③ 移送を要する推定人員
④ その他必要な事項

3　避難等指示に当たっての留意事項

⑴ 複合災害への対応

防護措置が必要となる原子力災害が地震、津波等の自然災害と複合して発生した場合には、地震や津波等の事象への対応を考慮し、現に最も差し迫っている危険からの回避行動を優先する。

例えば、宮城県沿岸に津波警報が発表されている場合に原子力災害が発生した時においては、津波警報が解除されるまでの間、津波からの安全の確保策（より高く安全な場所への避難行動）を優先する。

⑵ 段階的避難の実施

避難等指示は、緊急事態区分及びＯＩＬに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、基本的に段階的避難を行う。

① ＰＡＺ圏内及び離島部

緊急事態区分に基づいた避難等指示が行われた場合、自家用車避難を原則として避難する。

自家用車避難が困難な場合には、一時集合場所等へ避難した後、車両（民間バス、自衛隊車両等)、ヘリコプター等の輸送手段において避難する。

② ＵＰＺ圏内（離島部を除く）

緊急事態区分に基づいた避難等指示が行われた場合、屋内退避を基本とする。

その後、ＯＩＬに基づいた避難及び一時移転の指示が行われた場合には、運用上の介入レベルに応じた避難等及び一時移転を実施する。

③ 避難所要時間の短縮（交通量の抑制による交通渋滞の低減）

避難の実施に当たっては、交通渋滞が避難所要時間を増長させる原因となることから、交通量の抑制及び交通規制等により、交通渋滞の低減に努める。

ア　避難対象区域

交通量を抑制させるため、町は住民に対し、自家用車による避難を行う際には、できるだけ家族及び近隣住民等で乗り合わせて避難するよう、住民広報を実施する。

イ　避難対象地区外

町は、県との連携を図り、段階的避難の内容について町民に周知し、避難指示区域外における自主避難率を低減させ、避難指示区域の住民が円滑かつ迅速にＵＰＺ外に避難できるようにする。

また、災害発生状況により定める区域内への交通流入を抑制し、交通規制を行うよう県警察本部に対し、県災害対策本部長を介した要請を行う。

【参考】女川原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計結果について

県では関係市町において避難計画を策定する際の参考資料とするために、平成２５年度に女川原子力発電所に係る避難時間推計を実施し、ＰＡＺ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から５ｋｍまでの範囲から離脱する時間並びにＵＰＺ内の住民がＵＰＺ外に避難するまでの時間等を推計した。なお、避難手段は、避難指示対象地域の住民全員が、各戸１台の自家用車で避難することを想定した。

○自主避難率と避難所要時間の関係

避難等指示は、緊急事態区分及びＯＩＬに基づき、災害等の状況に応じて段階的に発令されることから、初期においては、ＰＡＺが避難対象地区となり、ＵＰＺは屋内退避対象地区となる。（図３－２－１参照）

ＵＰＺ内住民が屋内退避を行わずにＵＰＺ外へ自主避難する割合を変化させて、ＰＡＺ内の住民及び牡鹿半島南部の住民が女川原子力発電所から５ｋｍまでの範囲から離脱する時間について推計したところ、下表のとおりＵＰＺ内住民の自主避難率の増加に従い、離脱時間が延びる結果が得られた。

この事象は、自主避難による交通量の増加により、石巻市内から牡鹿半島中央部にかけて渋滞が連続し、渋滞解消にも時間を要することが原因であった。

避難指示区域	屋内退避指示区域	ＵＰＺ住民の自主避難率	５ｋｍ圏離脱所要時間	計算条件
ＰＡＺ 牡鹿半島南部 離島	左記を除く ＵＰＺ	２０　％	１時間４０分	夏季平日昼間
		４０　％	３時間２０分	
		６０　％	５時間１０分	

図　３－２－１　避難等指示発出に関するフロー

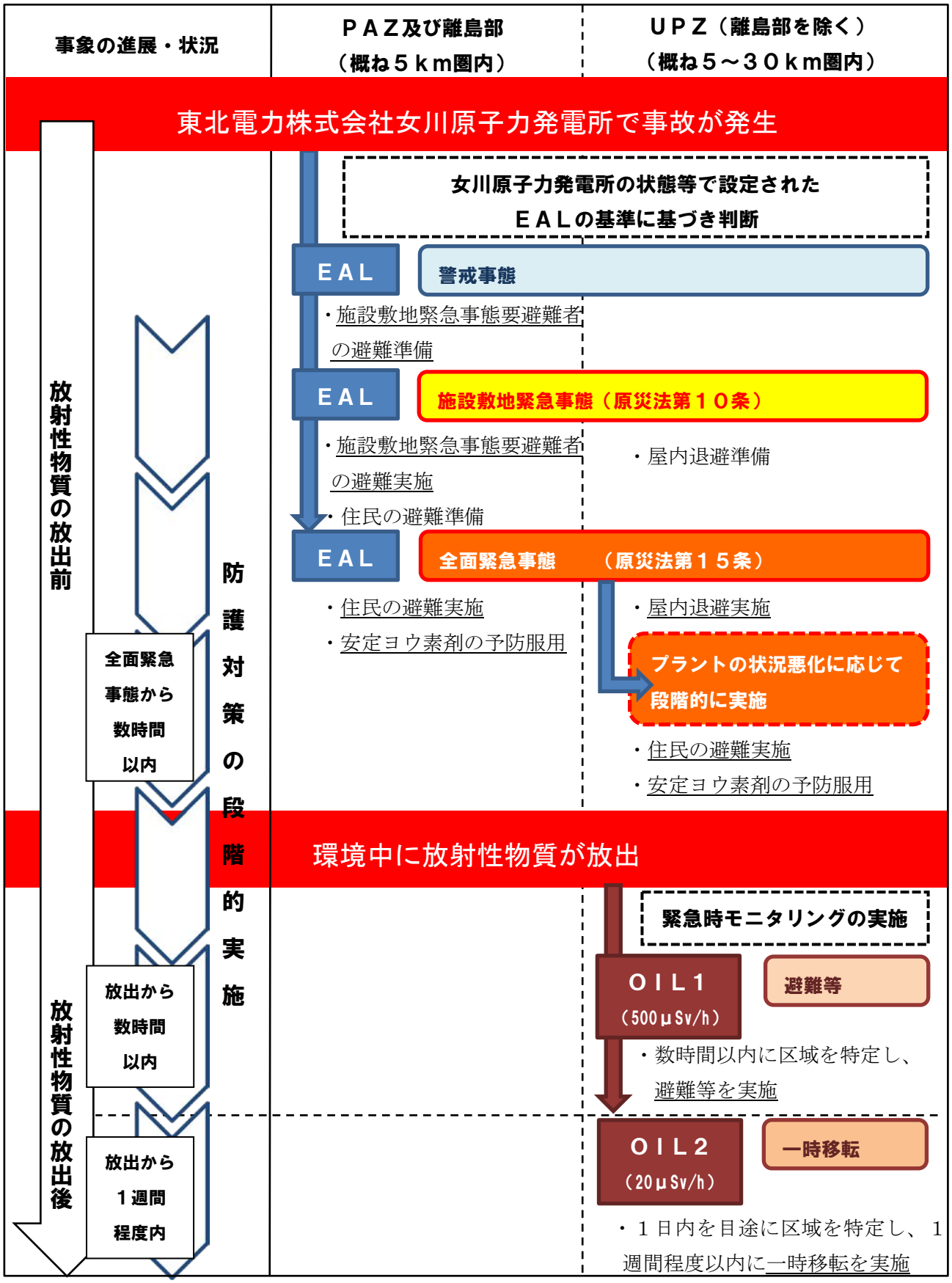

（注意）ここに示したＥＡＬの順序のとおりに事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すること。

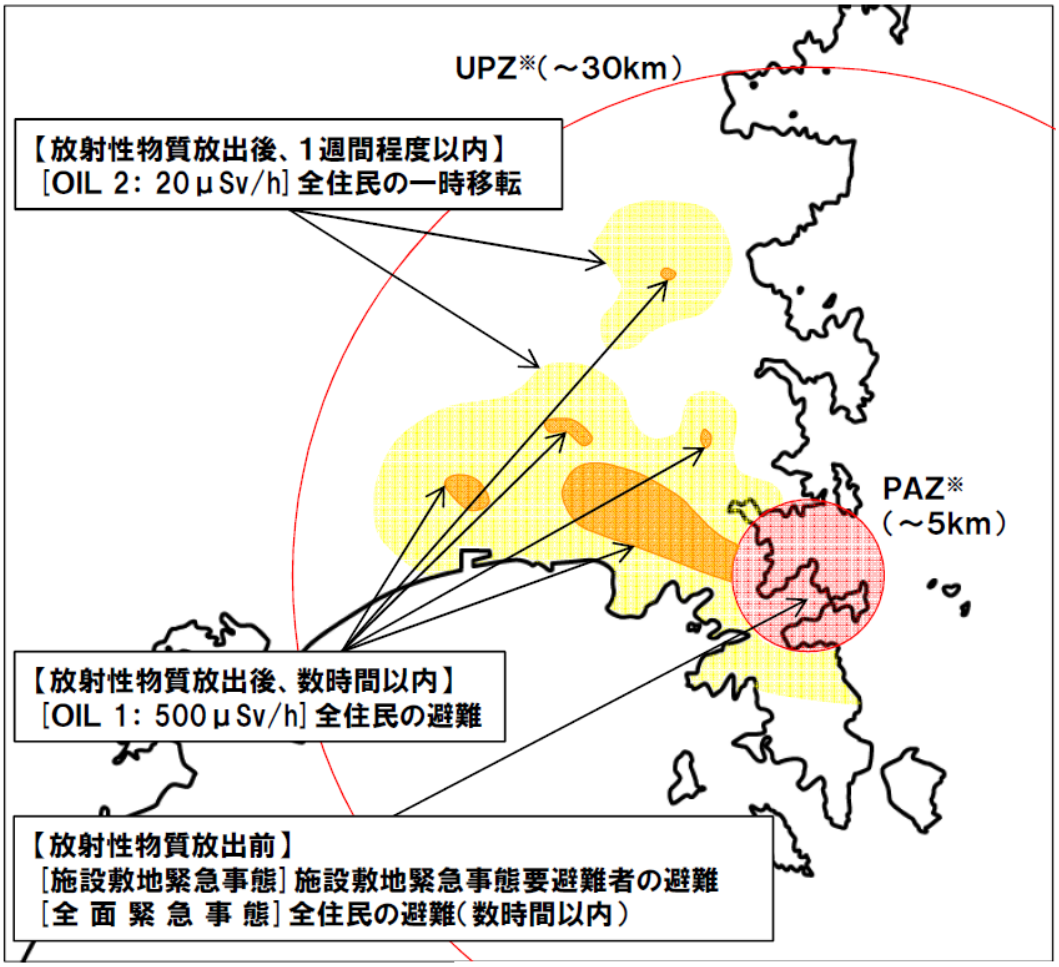

（注意）本図は概念図であり、実際の災害時に同様の結果が得られるということを示しているものではない。
　また、全面緊急事態以降、プラントの状況悪化に応じて、段階的に住民避難が実施されることがある。

※PAZ及びUPZの概念として同心円で範囲を記載しているが、実際の範囲は行政区域（区）を単位に定めており、本図とは形状が異なる。

図３－２－２　避難指示地域の概念図

第４章　　広　域　避　難

第１節　広域避難先

広域避難については、避難する町民の負担軽減及び町等による確実な支援実施の観点から、基本的に県内自治体への避難を行うものとする。

本町における避難先自治体については、原子力災害等が発生した場合の安全性等を考慮した県の調整により、「栗原市」（下表４－１－１参照）となる。

なお、町は、避難が必要な局面において、複合災害等の理由により避難先自治体である栗原市が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、県が調整を行い、避難先を確保することとする。

表４－１－１　避難人数と受入人数の関係　（平成 28 年９月３０日現在）

避　難　元		避　難　先	
女川町	避難人数	栗原市	受入人数
	６，７７９		約７，０００

※避難人数については、住民基本台帳上の数値を基としている。

第２節　避難経路

１　避難経路の設定

避難を実施する際に住民が通過する経路の設定に当たっては、以下の事項に留意する。

なお、避難経路については、別添資料編「避難所受付ステーションまでの経路」参照。

⑴　避難候補経路の複数設定

避難対象地域と避難先自治体までの地理的状況及び道路状況等を勘案のうえ、できるだけ複数の避難候補経路を設定し、基本的な避難候補経路については、あらかじめ住民に周知しておく。

⑵　避難候補経路分散化への考慮

避難候補経路の設定に当たっては、円滑な避難を実施するため、住民の動線が交差しないよう注意する。

⑶　関係機関との連携

避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、町は、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県、県警察本部及び道路管理者等の関係機関と調整を行い、避難経路を決定する。

２　避難誘導及び交通規制体制

⑴　渋滞緩和措置

町は、避難を円滑かつ確実に実施するため、県、県警察本部、道路管理者等と連携し、避難経路の渋滞緩和措置を検討するとともに、適切な対応に努める。

⑵　避難誘導等の実施

県警察本部は、避難指示又は避難準備の発令が見込まれる段階で、災害状況や避難候補経路の状況等を踏まえ、県及び関係市町等の関係機関と連携を図り、調整を行ったうえ、県及び関係市町が決定した避難経路において、より円滑かつ迅速、安全な避難ができるよう、交通規制及び交通誘導を実施する。

第３節　一時集合場所

１　一時集合場所の選定

災害発生時において住民が一時的に集合する場所の選定に当たっては、以下の事項に留意する。

⑴　町は、町民が避難する際の避難手段となる車両（民間バス、自衛隊車両等)、大型船舶、ヘリコプター等の輸送手段による集団避難に備え、町内の実情を考慮したうえ、避難住民が当該車両等に乗車及び搭乗するための一時集合場所を定める。

⑵　一時集合場所の設定に当たっては、住民が集合しやすく、かつ、大型の輸送車両が近接できる施設を選定する必要がある。

しかし、配置については、各行政区に配置することを基本とするが、地理的状況や安定ヨウ素剤の分散配備等の住民への防護措置も考慮したうえ、学校等の施設を選定する等、合理的かつ効果的な配置となるよう検討して設定する。

第４節　避難所受付ステーション

１　避難先自治体との調整

⑴　事前に定めておくこと

町は、住民が避難先自治体に到着後、住民に対し、行政区ごとに避難所を指示する場所である避難所受付ステーションを避難先自治体と調整を図り、下記の施設とする。

避難所受付ステーション

名　称	所在地	連絡先
若柳総合体育館	宮城県栗原市若柳字川南道伝前 125-2	0228-32-3313

※上記避難所受付ステーションについては、今後、変更する場合がある。

避難所受付ステーション車両一時待機場所

名　称	所在地	連絡先
若柳総合支所	宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西 4	0228-32-2121
若柳小学校	宮城県栗原市若柳字川北塚原 55	0228-32-2134
若柳中学校	宮城県栗原市若柳字川南袋 25	0228-32-3831
若柳総合文化センター	宮城県栗原市若柳字川北古川 83	0228-32-6600

⑵　避難所割り当ての準備

町は、あらかじめ避難先自治体と調整し、行政区ごとの避難所割り当て案を定めておく。

本町における行政区ごとの避難所割り当てについては、別添資料編「広域避難所」参照。

２　運営方法

⑴　避難所受付ステーションは、基本的に県又は本町から要請を受けた段階で、避難先自治体により開設される。

⑵　避難先自治体は、あらかじめ準備している行政区ごとの避難所割り当て案で指定されている避難所が使用可能な状態であるか確認するとともに、使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。

⑶　県災害対策本部は、県内全自治体の避難所受付ステーションの使用可能状況等に関する情報を集約し、空き避難所かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地区の避難所を把握する。

⑷　県災害対策本部は、避難先自治体から当該自治体のみで対応が困難との連絡を受けた場合には、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い、当該自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知すること。

⑸　避難先自治体は、避難住民が避難所受付ステーションに到着後、あらかじめ準備している行政区ごとの避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案とする。）に従い、避難住民に対して避難所を指示する。

⑹　避難住民は、避難所受付ステーションでの指示に従い、各避難所に避難する。

第５章　　住民への情報伝達・広報

第１節　住民への情報伝達体制

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等がその発生状況や放射性物質による影響等を五感に感じることができないという特殊性を勘案し、適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況及び避難指示等の行動について、住民等への的確な情報伝達が非常に重要となる。

町は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるよう以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定めておく。また、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認を行う。

なお、情報伝達手段については、別添資料編「住民に対する広報及び指示伝達系統図」参照

１　迅速・的確な情報提供

迅速・的確な情報提供に当たっては、事故または災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理しておく。

２　情報伝達手段の整備

地震や津波等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保する。その際は、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両及び立看板等の活用並びに多様なメディア（テレビ及びラジオ放送、携帯端末の緊急速報メール等）等のあらゆる手段の活用について考慮し、複数の伝達手段を確保するよう努める。

⑴　情報等の伝達手段・方法

防災関係機関及び住民等に対する情報伝達手段としては、下記の方法等によるものとし、できるだけ早期に具体に示す。

①　防災行政無線による広報（同報系、移動系）
②　広報車による巡回広報
③　緊急速報メール（エリアメール）による配信
④　ホームページへの掲載
⑤　衛星電話回線による通信
⑥　県防災行政無線による通信
⑦　県緊急時連絡網装置による通信

３　配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

高齢者、障害児者、乳幼児、妊産婦、入院患者、外国人等の要配慮者、児童生徒、一時滞在者及びその支援者に対して、必要な情報が確実に伝達できるように多様な情報伝達手段を整備する。

４　住民相談窓口の設置等

町は、県及び国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を女川町役場庁舎内に設置する。

第２節　住民広報活動

前節の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する際には、以下に留意し、あらかじめ細目等について定めておくことにより、迅速かつ的確な住民広報ができる体制を構築しておく。

また、海上作業者等に対する広報については、県と調整を図った上で、海上保安庁、漁業関係機関等と連携し広報を実施する。

１　住民への広報を実施する際の注意

住民への広報を実施する際には、以下に留意する。

広報時における留意事項

○迅速・的確であること
○あらゆる手段を活用すること
○情報の発信元を明確にすること
○事実に基づく正確なものであること
○わかりやすい表現とすること

２　住民への広報内容

住民への広報については、以下に示す伝達内容についてあらかじめ整理し、例文を準備しておく。

なお、例文に示した内容以外にも事象の展開状況等について住民に広報を実施する必要性が生じた場合には、必要に応じた広報を実施するものとする。

住民に対する広報内容

○災害の状況及び今後の予測
・事故等の進展状況
・放射性物質の放出状況
○町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
・災害対策本部等の設置状況
○地区（行政区）別の住民等の取るべき行動及び注意事項
・避難準備、避難及び屋内退避等の必要性及び指示
・避難先、避難経路の周知
・避難または屋内退避に当たっての注意点
○その他必要と認める事項

3　住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、以下に示す事象ごとの広報の時期についても、あらかじめ整理しておく。

住民に対する広報時期

○原子力発電所で事故が発生した場合
○国、県または町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
○緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)が変更となった場合
○避難等指示が発令された場合
○環境中に放射性物質が放出された（放出される見込みがある）場合
○その他必要と認める時期

4　広報例文

災害発生時における住民に対する広報例文については、別添資料編「広報文案」参照。

なお、広報車による現地巡回広報については、例文に準ずる。

第６章　　住民への防護措置

第１節　基本的事項

１　段階的な防護措置と避難対象者の区分

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合の住民への防護措置は、緊急事態区分及びＯＩＬに基づき、災害等の状況に応じて段階的に実施される。

避難の実施については、表６－１－１に示すとおり、緊急事態区分及びＯＩＬに基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別（「ＰＡＺ及び離島部」又は「ＵＰＺ（離島部を除く）」）及び対象者の避難実施に係る困難さで実施時期が異なることに留意する。

２　放射線防護対策施設の位置付け

⑴　目的

原子力災害が発生した際、住民による放射性物質による被ばくを低減し、住民の安全を確保するとともに、住民の身を守ることを最優先に考え、さらに、平常時から安心して暮らせる環境づくりを図ることで、災害への意識向上につなげることを目的としている。

⑵　整備場所

本町における原子力防護対策施設（以下「防護施設」という。）については、現在、離島に整備している。

防護施設の整備状況

離島名	対象行政区	旧名称	備考
出島	出島、寺間	旧女川第四小、第二中学校	
江島	江島	旧江島自然活動センター体育館	

⑶　対象者

前記整備行政区住民及び観光客等の一時滞在者等を対象とする。

表６－１－１　避難実施時期と避難対象者の関係

避難基準	県の対応	町の対応	避難対象者（住民）の行動	
			ＰＡＺ	ＵＰＺ
警戒事態	○災害対策要員参集 ○情報収集・連絡体制の確立 ○関係市町への情報提供 ○輸送手段の確保 ○住民への情報提供 ○モニタリング強化	○災害対策要員参集 ○情報収集・連絡体制の確立 ○避難実施に比較的時間を要する防護措置の準備	○避難行動要支援者の避難準備支援 ○付添者の避難準備	○今後の指示、情報等に留意
施設敷地緊急事態	○関係市町への通報（原災法 10 条） ○住民への情報提供 ○緊急時モニタリングの実施	○住民への情報提供 ○避難指示 対象：避難行動要支援者 ○避難準備指示 対象：全住民 ○広域避難準備 受入先自治体との連携、輸送手段の確保 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○住民への今後の情報に関する注意喚起	○避難行動要支援者の避難実施 ○それ以外の住民の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○今後の情報に注意	○屋内退避準備 ○今後の指示、情報等留意
全面緊急事態	○関係市町への通報（原災法 15 条） ○住民への情報提供	○避難指示 対象：ＰＡＺ圏内全住民 ○安定ヨウ素剤の服用指示 ○住民等への情報伝達 ●ＵＰＺへの対応： ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○ＯＩＬに基づく防護措置への対応	○避難行動要支援者以外の住民の避難実施 ○安定ヨウ素剤の服用準備	○屋内退避の実施 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ※但し、プラントの状況悪化に応じて、対象地区の住民に対し、段階的に実施
ＯＩＬ１	○市町に対する要請 緊急時モニタリング結果が基準値を超える場合等に屋内退避又は避難指示要請	○住民への指示：屋内退避又は避難 ○住民の避難状況の確認	－	○対象：一般住民及び要配慮者 避難
ＯＩＬ２			－	○対象：一般住民及び要配慮者 一時移転

【参考】要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者について

要配慮者、避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者は、災対法、原子力災害対策指針に定義されている。

○要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。なお、災対法第四十九条の十により、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者について名簿を作成することが義務づけられている。

○施設敷地緊急事態要避難者

①避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、②安定ヨウ素剤を事前配布されていない者、③安定ヨウ素剤の服用不適切者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

なお、①について「避難の実施に通常以上の時間がかかる」とは、入院患者のように移動手段として特別な車両等を要するような、避難に時間を要するケースを国は想定しており、自ら避難できる者、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は該当しない。

（参考）共通課題についての対応方針（平成２５年１０月９日原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議）

３　避難等の防護措置を実施する際の原則

⑴　ＰＡＺ及びＵＰＺ全域に関すること

①　自然災害発生時において、道路の寸断等の状況により孤立状態となる等の理由で避難が実施できない場合、または原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる場合は、現に切迫している危険からの回避を優先した行動を取るとともに、状況に応じ避難行動に移行せず、屋内退避を実施し避難が実施できる状況への好転を待つとともに、国、県、町及び防災関係機関による救助を待つ。

屋内退避する場合、離島の地区については、防護施設を基本とした避難を実施し、その他の地区は屋内退避を実施する。

②　一時集合場所等から車両（民間バス、自衛隊車両等）、船舶及びヘリコプター等の交通手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に輸送する。

⑵　ＰＡＺ及び離島部に関すること

即時避難を実施するため自宅等に戻ることなく、避難指示が発令された時点の所在地から避難を行う。

⑶　ＵＰＺ（離島部を除く）に関すること

①　避難準備に関する情報が連絡(広報)された段階で自宅に戻り、避難指示が発令された際には自宅から避難する。ただし、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行う。

②　ＰＡＺに対して避難指示が発令された際には、通常、ＵＰＺに対して屋内退避指示を行うことから、速やかに対象地区へ住民広報を行い、屋内退避を実施する。

４　避難手段

避難対象地域の住民は、自助・共助を優先しながら、自家用車等の手段により避難を実施するが、自家用車による避難が困難な住民については、国、県又は町の準備する交通（輸送）手段による避難を行う。

⑴　一般住民の避難

①　自家用車及び所有船舶による避難

自家用車を所有し、避難所まで移動可能な住民または船舶を所有し、一時集合場所近辺の港湾若しくは漁港まで移動可能な住民は、自力で自家用車または所有船舶により目的地まで移動する。

この場合、共助及び避難経路の渋滞緩和の観点から、近隣住民等との乗り合わせを原則とする。

また、町は、陸路避難を実施することが困難であるが、所有船舶での避難が可能な住民がいる場合、あらかじめ寄港地を選定しておくなど、状況に応じた検討を事前に実施し、その後の移動手段等を準備する。

原子力災害時においては、避難手段となる車両に使用するガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されるため、平時から住民に対し、所有自家用車または所有船舶について、災害発生時の避難行動が迅速的確に実施できる程度の燃料を確保しておくことを心がけるよう啓発する。

なお、津波注意報や津波警報等が発令されるなど、津波等の災害が予想されるときは、所有船舶による避難は実施しない。

② バス等の車両による避難

自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県又は町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難先まで移動する。

③ 船舶、ヘリコプター等による避難

離島地区や倒木等の影響による交通遮断、寸断事象が発生し孤立状態となった地区等、陸路による避難が実施できない場合は、町は、国又は県が自衛隊及び海上保安庁等に要請して確保したヘリコプター又は船舶等により避難を実施する。

ヘリポート出発地点は、避難者の移動等を考慮した上、現実的に離着陸可能な場所を選定する。

到着地点のヘリポート又は港湾等からは、国、県又は町が確保した避難用車両（民間バス、自衛隊車両等）により避難先まで避難する。

⑵ 要配慮者の避難

前記（１）一般住民の避難手段による避難が適当ではないと判断される場合には、一般住民の避難手段に福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせた避難を実施する。

５　避難時の注意

⑴ 避難退域時検査の実施

住民等（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施するＰＡＺ圏内等の住民等を除く。）のうち傷病等により救急車で搬送されている者及び避難のため搬送中の病院等の入院患者以外の者は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、車両、避難住民又は携行品等の避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続する。

図　６－５－１　　避難退域時検査時のフロー

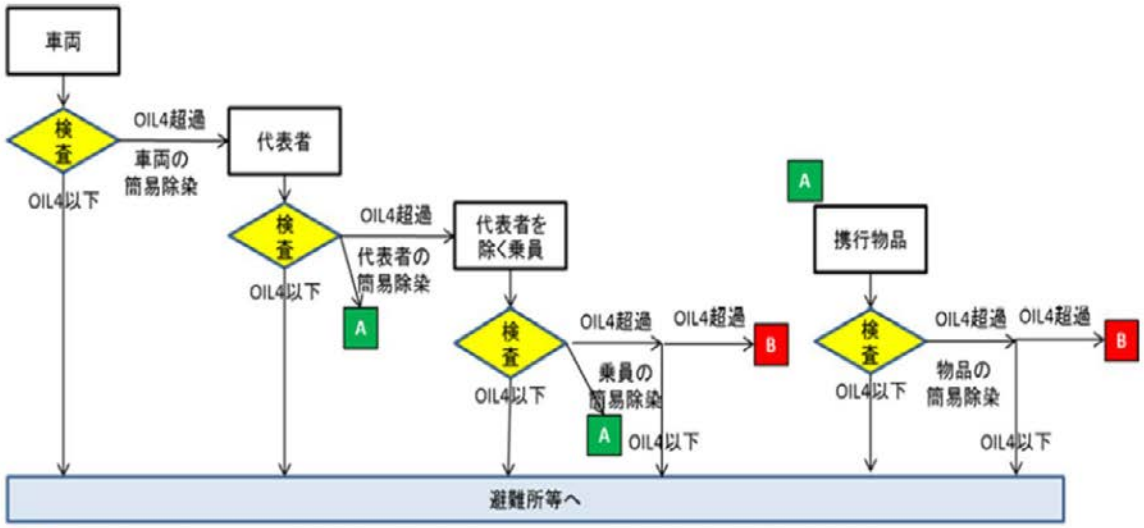

A　**避難者の携行物品を示しています。**

6　避難関係情報の周知

住民等が混乱せず、迅速かつ適切に避難を実施することができるよう、町は、避難時の広報用パンフレット等を作成して、あらかじめ以下の項目について住民等へ周知する。

○原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に取るべき行動 ○段階的な防護措置の考え方 ○避難等が発令される時期、避難の手段及び基本的な避難候補経路 ○地区（行政区）の一時集合場所、安定ヨウ素剤の配布場所、退域検査ポイント、避難先自治体名及び避難所受付ステーションの場所

第２節　安定ヨウ素剤の配備・服用等

１　安定ヨウ素剤の予防服用

⑴　目的及び効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスとともに揮発性の放射性ヨウ素が周辺環境に放出される可能性がある。

このうち、希ガスは外部被ばくにより、放射性ヨウ素は内部被ばくにより、人体に影響を与えることが予想され、人が放射性ヨウ素を吸入し、身体に取り込むと、甲状腺に選択的に集積するため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性がある。

この内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐことができるため、甲状腺の被ばくを低減する効果がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや希ガス等による外部被ばくに対して、放射線影響を防護する効果は全くないことに留意する必要がある。

さらに適切なタイミングで安定ヨウ素剤を投与することが重要であり、時間の経過とともに被ばく抑制効果が急減することに注意する必要がある。

⑵　必要性

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを低減するための手段のひとつで、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等と組み合わせて活用する必要がある。

⑶　有効性

原子力災害時に放出された放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を効果的に抑制し、甲状腺への障害を低減できることが報告されている。このため、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県災害対策本部の指示に基づき、屋内退避や避難の防護対策とともに安定ヨウ素剤を予防的に服用することとする。

⑷　服用の判断

安定ヨウ素剤の服用の判断は、国が判断する。

県及び町は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用等を指示する。

安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには、服用のタイミングが大変重要であることから、国又は県若しくは町の指示による服用を行うこととする。

⑸　地域ごとの対応の考慮

町は、県及び関係市町と協力し、安定ヨウ素剤の服用は、原子力災害対策指針に基づくものとなることから、服用等に当たっては、段階的避難指示が発令されることを考慮したうえ、地域別の対応に努める。

⑹　対応概要

安定ヨウ素剤の配布・服用については、国が決定した方針に従い、又は通信手段の途絶等により、国の指示を受けることができない不測の事態の場合等には、町の独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要事項について県と協議検討したうえ必要な措置を講じる。

２　事前配布対象地域

⑴　事前配布を行う地域

安定ヨウ素剤の事前配布対象地域については、本書第２章第２節に示す避難の対象地域のうち、女川原子力発電所から概ね５ｋｍ圏内となるＰＡＺ圏内及び離島部とする。

⑵　事前配布を行わない地域

安定ヨウ素剤の事前配布を行わない地域については、女川原子力発電所から概ね５ｋｍ～３０ｋｍ圏内となるＵＰＺ圏内（離島部を除く）とする。

３　服用対象者

ＰＡＺ圏内及び離島部の住民のうち、下記に示す者以外の全ての住民を対象とする。

⑴　事前配布の対象とならない者

①　３歳未満の乳幼児

②　服用不適者

（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者）

③　自らの意思で服用しない者

なお、上記に示す３歳未満の乳幼児については、医師の事前診断により、服用可能の判断が下された場合は、薬剤師等が粉末剤を用いて、液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用することが可能とする。

４　服用方法

⑴　服用回数

原則１回とする。

⑵　服用量

下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量（mg） ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量(mg)	服用量
新生児	12.5	16.3	内服液　1ml
生後１ヶ月以上３歳未満	25	32.5	内服液　1ml
３歳以上１３歳未満	38	50	丸薬　１丸
１３歳以上	76	100	丸薬　２丸

（注１）内服液はヨウ化カリウム原末を水及びシロップに溶解したものを用いる。
（16.3 mg/mL ヨウ化カリウム[12.5 mg/mL ヨウ素含有]）

（注２）丸薬は、ヨウ化カリウム丸（１丸：ヨウ素量 38 mg、ヨウ化カリウム量 50 mg）を用いる。

５　服用制限

安定ヨウ素剤の服用により、重篤な副作用のおそれがある者には、医師等の判断により、安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮し、避難を優先させる。

６　服用の時期

原則として、国が避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、町災害対策本部長が住民等及び防災業務従事者に対し服用を指示する。

なお、アレルギー等の影響により安定ヨウ素剤を服用できない者や事前配布されない者（０～２才等）は、施設敷地緊急事態において避難を実施する。

⑴　ＰＡＺ（概ね５ｋｍ圏内）及び離島部

全面緊急事態の発生後、避難指示があった場合、直ちに避難するとともに、安定ヨウ素剤の服用指示により服用する。

なお、避難行動要支援者となる安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。

⑵　ＵＰＺ（概ね５～30ｋｍ圏内）（離島部を除く）

全面緊急事態の発生後、速やかに屋内退避を実施する。

その後、プラントの状況や空間放射線量率等の事象に応じて、必要な避難等の防護措置が講じられることから、避難等の際に指示に従い服用する。

安定ヨウ素剤の配備、服用に関する現状においての基本的な考えは、国が示す内容によるものとし、今後、県と本町を含めた関係市町において検討協議を重ね配備、服用に関する事項を定めるものとする。

【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後、８時間以内	40%以上の抑制効果

資料：「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」日本医師会

出典：Health Phys., 78. 2000

※　安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることを防ぐことはできないが、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を抑制し、甲状腺の内部被ばくを低減する効果がある。

※　安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性核種による被ばくを低減することはできない。

７　事前配布体制の整備等

町は、県と協力し、国の方針をもとに、ＰＡＺ圏内及び離島部の行政区に対する安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、以下のとおり実施するものとする。

⑴　事前配布説明会の体制整備と対応

①　町と県が協議し、安定ヨウ素剤の事前配布に関する体制を整備する。

②　事前配布説明会に関する内容は、町と県が協議する。

③　事前配布説明会は、原則として、医師、薬剤師、保健師の協力を得て行う。

④　事前配布にあたっては、原則として、説明会等を開催し、安定ヨウ素剤の取扱に関する留意点等の説明や、問診による服用可否の確認を行った上で配布するとともに、各情報を適切に管理する。

⑤　対象年齢に達した場合や対象住民の意思変更等による再配布の手順等については、町と県で協議のうえ適切に対応する。

⑥　安定ヨウ素剤は、使用期限である３年ごとに更新する必要があるため、更新手順等に関しては、町と県が十分な協議を行い、適切に対応する。

⑵　緊急時における安定ヨウ素剤の配布

緊急時における安定ヨウ素剤の配布を行うに当たって、町は、県が関係市町との協議により決定した候補地の中から、事態の進展状況や避難先・避難ルート等を勘案し、県の指示等に従い配布場所を決定する。

８　防災業務従事者

防災業務に従事する場合の安定ヨウ素剤の服用については、全面緊急事態以降において、避難地域における住民の避難誘導、連絡等のために屋外で災害対応業務に従事する可能性のある地方公共団体職員等は、当該業務を開始する際に各所属機関から安定ヨウ素剤の配布を受けて携行し、服用の指示に基づき服用する。

なお、携行していない従事者がいる場合には、各所属機関からの追加的な安定ヨウ素剤の配布を受けるか、近隣の配布場所で配布を受ける必要がある。

また、作業が１日以上継続する場合には、連続服用を考慮する必要があり、業務が長期間に及ぶことも想定し、交代職員の確保等、安定ヨウ素剤を長期間連用する必要のない体制を整えることが必要であるが、これらの防災作業には、妊娠中、授乳中、妊娠の可能性のある女性は除くべきである。

さらに、防災業務に従事する可能性がある者は、事前に放射線業務に関する教育研修を受けるか、それ相当の防護知識を習得しておくことが望ましい。

第７章　　住民等の避難行動

第１節　広域避難の実施

１　一般住民の避難措置

町は、国若しくは県から避難等指示があった場合、または町独自の判断により避難等を実施する際には、速やかに避難対象地区へ住民広報を行い、避難等を実施する。

以下に避難時のポイントを示し、避難の流れのイメージを図７－１－１に示す。

避難時のポイント

■　避難手段は、①～③とする。
①　自家用車及び所有船舶による避難
②　一時集合場所からのバス等の車両による避難
③　離島地区や交通遮断地区等、①または②が選択できない場合は、船舶、ヘリコプター等による避難

■　避難指示と同時に安定ヨウ素剤配布の指示が発令された場合は、配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領する。

■　避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）

■　基本的に避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、避難施設まで移動する。

図７－１－１　一般住民の避難イメージ

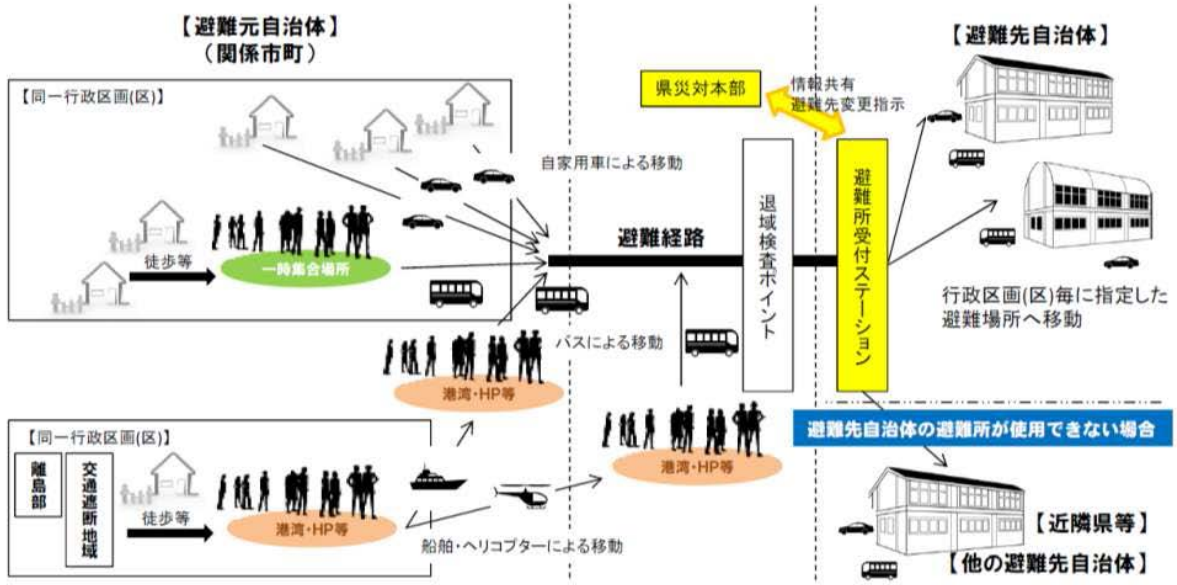

⑴　避難行動

住民の避難に当たっては、前記１　一般住民の避難措置の項目で示した内容に留意し、国が原子力災害対策指針で示す段階的避難の実施を基本とする。

避難手段は、自家用車での避難とし、自家用車避難が困難な場合は、県または町で確保する輸送手段（民間バス、自衛隊車両等）で避難を行う。

ＵＰＺ圏（離島部を除く）の避難については、ＰＡＺ圏及び離島部と同様に国が原子力災害対策指針で示す屋内退避の実施後、環境中への放射性物質の実測値により基準数値の超過に応じて国からの避難指示に基づき避難を実施する。

①　ＰＡＺ圏の半島部地域における避難行動

ＰＡＺ圏の半島部の行政区に居住する住民については、避難行動要支援者、一般住民の順に避難行動が取れる準備を行い、国からの避難決定に基づく避難指示があった時点で避難を開始する。

②　離島地域における避難行動

離島に居住する住民については、原則、避難指示等があった場合は、避難困難性を考慮し、一時的に各島の放射線防護施設へ避難を行うこととする。

その後、放射線防護施設からヘリコプターまたは船舶により避難する。

③　ＵＰＺ圏（離島部を除く）の地域における避難行動

ＵＰＺ圏（離島部を除く）の行政区に居住する住民の避難については、ＰＡＺ圏及び離島部の住民が避難した後に避難を実施することとなる。

屋内退避を実施する指示等があった場合は、早期に屋内退避を行い、緊急時モニタリングによる環境中への放射性物質の実測値により、国が避難対象地域を決定して避難指示の発令に基づき、避難を行うこととなる。

２　園児、児童及び生徒への措置

⑴　学校等における対応

町内の学校等（保育所、小学校、中学校、支援学校等をいう。以下同様とする。）は、町防災計画第２章第１０節３（２）に基づき、県及び町と連携し、学校等ごとの地理的状況等を考慮するほか、本計画、「学校防災マニュアル作成ガイド（平成２４年１０月　宮城県教育委員会）」及び「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）」等の各種資料を参考にして、原子力災害等が発生した時に適切な行動が取れるよう、あらかじめ学校等ごとに避難計画又は避難等に係るマニュアルを作成する。

⑵　学校在校中の場合における対応

①　避難指示発令前の対応

園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）が学校等に在校している際に、女川原子力発電所で事故が発生し、かつ、事象の進展状況が急激でない場合は、家族単位での避難実施や災害発生に係る子供への心理的配慮の観点を考慮した対応を行う。

また、大気中に放射性物質が環境中に放出されていない期間である警戒事態から施設敷地緊急事態までの間に、住民の避難準備指示が実施されることとなるが、これに関する情報が連絡（広報）された場合は、生徒等を保護者に引き渡し、帰宅させたうえ、避難指示発令時に自宅から避難を実施することも、心理的配慮から有効である。

ただし、この判断には、発生した事故の状況を十分に把握したうえで対応する必要があることから、町は、県等と連携して適切な情報交換を行い、必要に応じて帰宅等の助言等を実施する。

②　避難指示（準備）発令時の対応

女川原子力発電所での事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合、自然災害発生等の理由により帰宅できない場合及び在校中に避難指示が発令された場合には、学校等から車両等（民間バス、自衛隊車両等）の輸送手段により、集団避難を実施する。

この場合、町は、県と連携し、輸送手段の確保に努める。

③　屋内退避指示（準備）発令時の対応

保護者に連絡が付かない等、突発的な理由が発生し、上記①、②の対応が困難であり、屋内退避の指示が発令された場合には、有効的な屋内退避手段となるコンクリート構造の校舎内に屋内退避を実施する。

その後に保護者等への連絡が取れた場合には、状況に応じて、引き渡しを行い、自宅からの避難を実施する。

３　観光客等一時滞在者への措置

⑴　自力避難が可能な一時滞在者への避難措置

県及び町は、町内に所在している観光客等の一時滞在者に対して、災害情報を防災行政無線、テレビ、ラジオ放送、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等の様々な媒体を活用して伝達するほか、観光協会、その他の関係団体等を通じて、必要な情報を迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

避難等指示が発令された段階で避難等対象地域に滞在している一時滞在者については、即時帰宅させることを原則とする。

⑵　自力避難が困難な一時滞在者の避難措置

避難等の指示が発令された段階で避難等対象地域に滞在しており、自家用車による帰宅が困難な一時滞在者については、適切な誘導により最寄りの一時集合場所に集合させる等した上、一般住民とともに車両等（民間バス、自衛隊車両等）により避難を行う。

第２節　要配慮者（施設敷地緊急事態要避難者を含む）の避難

１　在宅の要配慮者の避難措置

在宅の要配慮者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点は以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図７－２－１に示す。

なお、要配慮者の避難計画策定時には、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成２５年１２月　宮城県）を併せて参考とする。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行う。

避難時のポイント

■　避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、住民の状態に応じた避難手段とする。

■　避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民（ＰＡＺ圏内及び離島部）等を除く。）

■　救急車による避難については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難を要さず、また「退域検査ポイント」を必ず通過することも要さない。

■　基本的に避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け、一般の避難施設に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所に移送する。

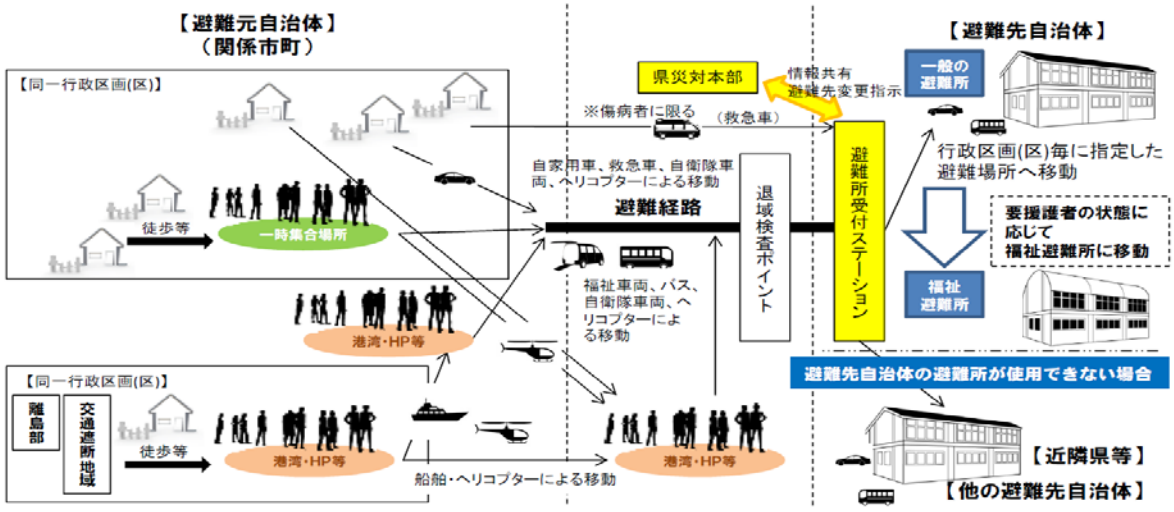

図７－２－１　在宅の要配慮者の避難イメージ

⑴　避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、要配慮者の状態に応じた以下の避難手段とする。

①　自身での避難または介助者が同伴することにより、自力で避難が可能な要配慮者については、自家用車での避難とする。

②　自力での避難（自家用車等による避難）ができないが、自身での移動または介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な要配慮者については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

この場合、町は、要配慮者の心身状態等を勘案し適切な輸送手段を選択する。

③　自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な要配慮者については、自宅から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

その場合、要配慮者の状態に応じた輸送手段を適切に選択する。

⑵　避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、退域検査ポイントも経由しなくてよい。

⑶　避難場所

基本的には、一般住民の避難対応と同じく、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け一般の避難施設に移動する。

その後、必要に応じて福祉避難所に移送等する。

⑷　施設敷地緊急事態要避難者に関すること

施設敷地緊急事態時に避難を実施する際、避難対象者である施設敷地緊急事態要避難者が避難の途中または避難後の生活時に介助者を必要とする場合、介助者が施設敷地緊急事態要避難者に該当しなくとも同時に避難する。

【参考】福祉避難所について
福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器（ラジオ、テレビ、電光掲示板）の整備等）した避難所である。 耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

（参考）中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会（第５回）配付資料（平成２３年２月２４日　内閣府）

２　通所施設利用者の避難措置

通所施設の利用者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図７－２－２に示す。

当該施設において避難計画策定時には、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成２５年１２月　宮城県）を併せて参考とすること。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行うこと。

避難時のポイント

■　あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、当該施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。

■　避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。

■　避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があることから、利用者の健康リスクを考慮した対応を実施する。

■　避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、利用者の状態に応じた避難手段とする。

■　施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

■　避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民（ＰＡＺ圏内及び離島部）等を除く。）

■　避難者は、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難施設（福祉避難所）の指示を受け、当該避難施設（福祉避難所）に避難する。しかしながら、基本的には福祉避難所に避難するものの、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難する。

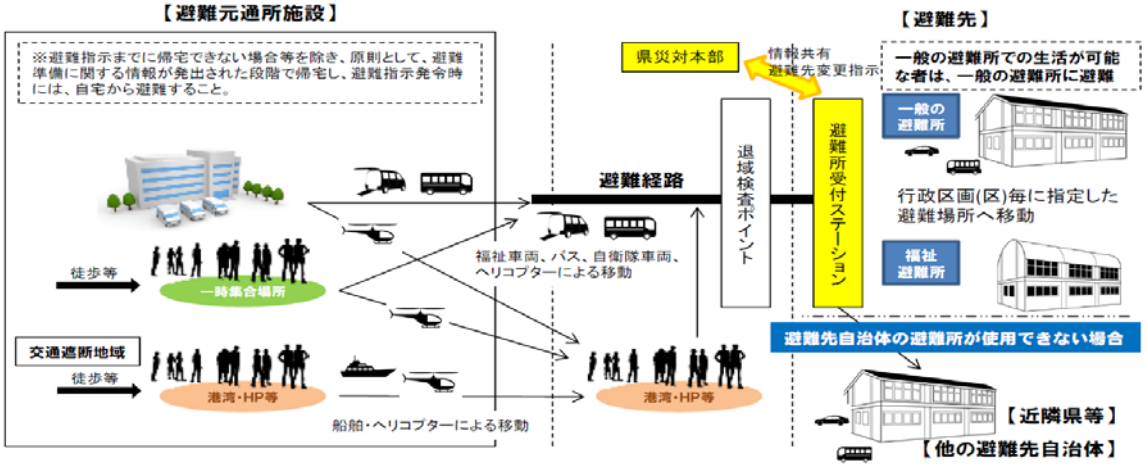

図７－２－２　通所施設の避難イメージ

⑴　通所施設における対応時の基本的事項

①　通所施設は、避難等指示が発令された場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者を避難又は屋内退避させる。

②　避難指示の発令までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難する。

③　通所施設は、利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。

④　避難の実施により利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

⑵　避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、通所施設及び要支援者の状態に応じた以下の避難手段とする。

①　通所施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。

②　自力での避難（自家用車等による避難）ができないが、利用者自身での移動または介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な利用者については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

③　自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な利用者については、通所施設から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

⑶　避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、退域検査ポイントも経由しなくてよい。

⑷　避難場所

基本的には福祉避難所に避難する。

ただし、一般の避難所での生活が可能な者は、行政区ごとに定められる一般の避難所に避難する。この場合において、避難先自治体（栗原市）に設置する「避難所受付ステーション」にて、避難先の指示を受け移動する。

３　社会福祉施設入所者の避難措置

社会福祉施設の入所者について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図７－２－３に示す。

当該施設において、避難計画策定時には、本書のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成２５年１２月　宮城県）を併せて参考とすること。

この場合、要配慮者の避難措置に関する事項について、保健福祉関係及び医療関係を所管する関係課、関係機関等との調整を行うこと。

避難時のポイント

■　あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、当該施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。

■　帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させることは差し支えない。

■　避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。

■　避難手段は、一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、入所者又は利用者の状態に応じた避難手段とする。

■　避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

■　避難経路上に設置する「退域検査ポイント」を経由する。（放射性物質が原子力発電所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。）

■　社会福祉施設があらかじめ定めた受入先社会福祉施設に避難を実施する。なお、受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

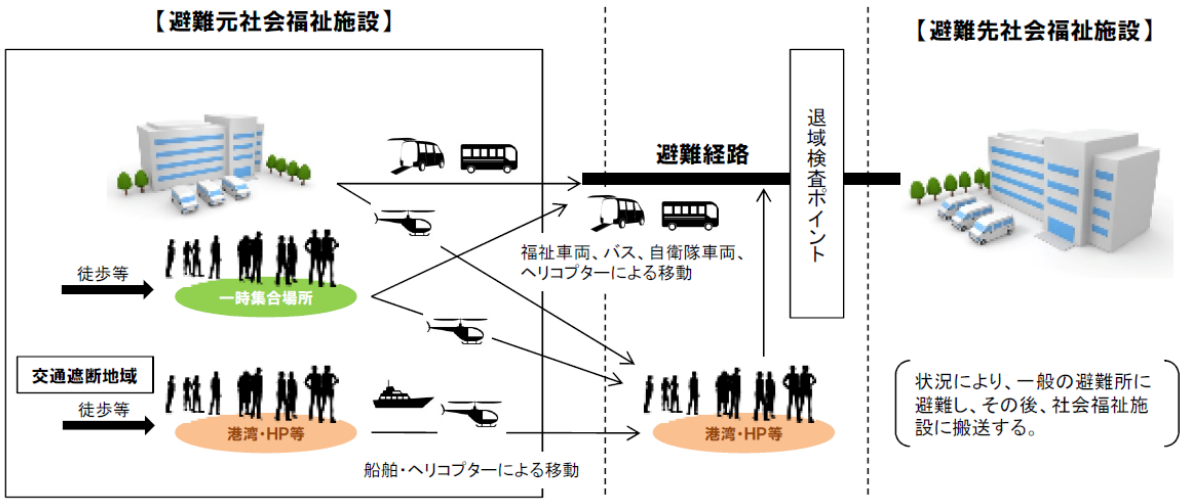

図７－２－３　社会福祉施設の避難イメージ

⑴　社会福祉施設における対応時の基本的事項

①　社会福祉施設は、避難等指示が発令された場合、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。

②　帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難させることは差し支えない。

③　入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

④　県は、社会福祉施設からの避難が県内の他の施設で対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うこととする。

⑤　避難の実施により入所者又は利用者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。

この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

⑵　避難手段

一般住民の避難方法を基礎として、福祉車両、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、社会福祉施設及び入所者等の状態に応じた以下の避難手段とする。

①　社会福祉施設が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。

②　自力での避難ができないが、入所者又は利用者自身での移動若しくは介助者が同伴することにより、一時集合場所まで移動が可能な入所者又は利用者については、当該場所から国、県または町が確保した避難用の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

③　自力の避難ができず、一時集合場所までの移動も困難な入所者又は利用者については、社会福祉施設から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等)、福祉車両またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。

その際、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

⑶　避難経路

一般住民の避難経路と同一とする。ただし、避難手段に救急車を選択した要配慮者については、その緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難をすることはなく、同様の理由から、退域検査ポイントも経由しなくてよい。

⑷　避難場所

社会福祉施設が施設ごとに定めた避難計画等にあらかじめ定めている受入先の社会福祉施設に避難を実施することを基本とする。

なお、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送する。

４　病院等の入院患者等の避難措置

病院等の入院患者等について、避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点については以下のとおりであり、避難の流れのイメージは図７－２－４に示す。

避難時のポイント

■　あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。

■　避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で外来患者及び見舞客等その他病院施設内にいる一般住民を帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難する。

■　避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。

■　避難手段は、福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院等の状態に応じた避難手段とする。

■　患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路に沿った避難を実施する必要はなく、「退域検査ポイント」も経由しなくてよい。

■　受入先の調整に時間を要する場合には、一般の避難所に避難させ、その後、受入先に移送する。

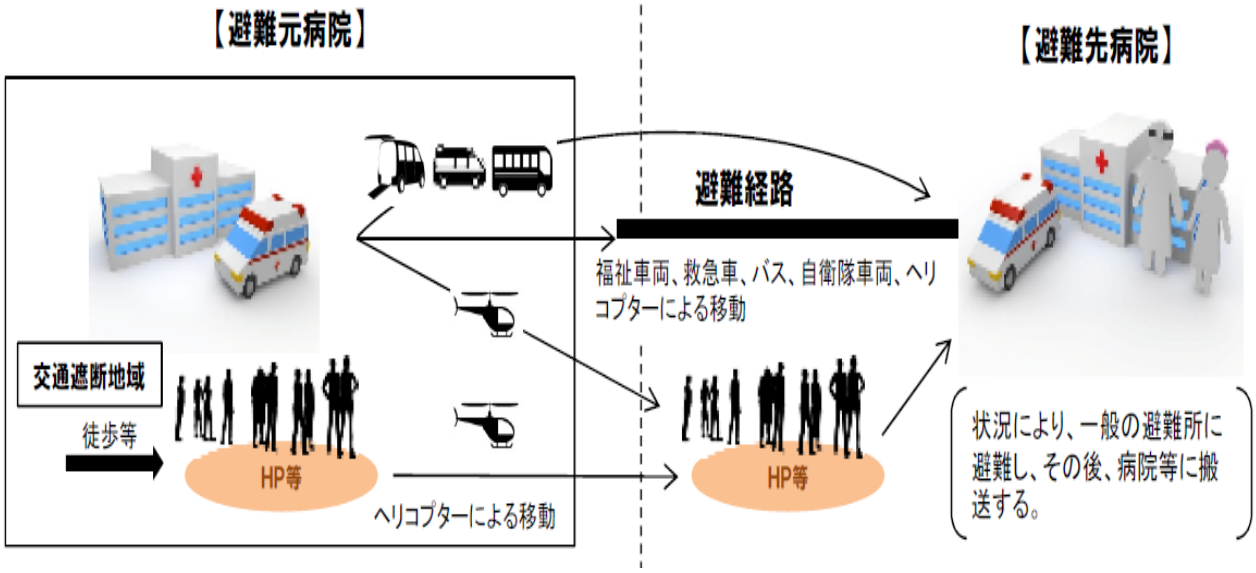

図７－２－４　病院の避難イメージ

⑴　病院等の施設における対応時の基本的事項

①　避難等指示が発令された場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。

②　帰宅が可能な外来患者または見舞客等については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難させることは差し支えない。

③　病院等は、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

④　県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

⑤　避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

⑵　避難手段

福祉車両、救急車、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせ、病院及び入院患者等の状態に応じた以下の避難手段とする。

①　病院等が所有する車両を最大限活用し、自力による避難に努める。

②　自力での避難ができない場合には、病院から国、県または町が確保した車両（民間バス、自衛隊車両等）、福祉車両、救急車またはヘリコプター等の輸送手段により避難を実施する。

なお、当該施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で町災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡する。

⑶　避難経路

患者の搬送という緊急性を考慮し、必ずしも避難経路に沿った避難をする必要はなく、また、同様の理由から退域検査ポイントを経由しなくてよい。

⑷　避難場所

受入先病院等の調整に時間を要する場合には、患者の状態に応じて、一般の避難所に避難可能な者は一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先医療機関に移送する。

５　各施設別の避難計画の策定

⑴　病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成する。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくこととする。

⑵　介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における施設入所者及び利用者等を安全かつ迅速に避難させるため、施設職員の役割等の体制を考慮し、避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成する。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内のＵＰＺ外の地域や周辺都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

６　外国人への措置

県及び町は、外国人（町民）及び外国人観光客に対して、災害情報、避難準備、避難指示等の避難に関する情報等が正しく伝達できるよう、地域国際化協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報を行う。

この場合における広報手段として、広報車や防災行政無線のほか、インターネットやＳＮＳ等を活用して多言語情報による提供を行う。

第８章　　避難住民の支援体制等

第１節　避難所及び福祉避難所の開設

１　基本的事項

避難所、福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設並びに避難住民の誘導等の受入に係る対応については、避難開始が切迫若しくは避難を実施している状況下で行うものであり、県及び町は住民防護に対して組織の全力を挙げて対応しなければならない。

このような状況を勘案し、避難住民受入に係る初期対応については、避難先自治体が主体的に実施するものとし、受入等の詳細については、協定等による町との取り決めにより行う。

２　初期の対応

⑴　災害に係る情報連絡及び避難所等の開設要請

県は、東北電力株式会社及び国から通報連絡を受けた事項について、避難先自治体に情報連絡する。

【警　戒　事　態】県は、必要に応じて、情報連絡を実施する。
【施設敷地緊急事態】県は、住民避難を円滑に実施することを目的として、情報連絡を実施する。

なお、避難所等の開設が必要と認められた場合には、随時、県または町が避難先自治体に要請する。

⑵　開設等の順序

避難所等の開設に関する順序については、以下のとおりとする。

１　避難所受付ステーションの開設

避難先自治体は、受付場所等の設営を行い、あらかじめ本町と調整して準備していた行政区ごとの「避難所割り当て案」を準備する。

⇩

２　避難所及び福祉避難所の開設

避難先自治体は、「避難所割り当て案」に定めた避難所等に職員等を派遣し、使用の可否を確認し、使用可能であれば、順次、避難所等の設営を行う。

また、「避難所割り当て案」に定めた避難所が使用不可能な場合には、避難所割り当て案で指定されている他の避難所への割り当てを調整する。

⇩

※次頁へ

３　県災害対策本部への連絡

避難先自治体は、自らの自治体のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

県災害対策本部は、全避難所受付ステーションからの情報を集約し、避難所の空き状況かつ暫くの間は避難指示が発令されない見込みの地域の避難所を把握しておき、必要に応じ、県内他市町村若しくは隣接県等の避難所に再割り当てを行い、該当自治体（避難所受付ステーション）に結果を通知する。

⇩

４　避難所への避難住民の割り当て

避難所受付ステーションに住民が到着した後、避難所割り当て案（県災害対策本部から再割り当て案が示された場合には当該案）に従い、住民に対して避難所を指示案内する。

第２節　避難所及び福祉避難所の運営

１　初期の対応

⑴　避難先自治体による運営

避難先自治体は、避難元自治体である本町職員が到着するまでの間、避難所及び福祉避難所の運営に当たる。

⑵　避難元自治体の移管等

本町職員は、可能な限り住民避難に同行あるいは避難開始後に避難所へ移動し、避難所及び福祉避難所の運営について避難先自治体から移管を受ける。

⑶　避難住民の協力等

上記（２）において、避難所及び福祉避難所の運営を町職員が実施できない場合には、避難先自治体と連携した対応を実施するとともに、避難住民または災害ボランティア等の協力を得た自主運営の実施に努める。

２　運営全般に係る事項

⑴　避難所運営に係る責任者等の配置と体制整備

町は、各避難所に避難所責任者を配置し、町災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整えるとともに、避難所責任者については、男女両方を配置するよう努める。

⑵　避難所等の施設管理

避難所及び福祉避難所の施設管理については、運営主体に関わらず、当該施設の施設管理者が行う。

⑶　運営上必要な資料の活用

福祉避難所の運営については、本計画のほか、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成２５年１２月　宮城県）を併せて参考とすること。

⑷　避難所等の再割り当て等

避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、避難所受付ステーションを通じて県災害対策本部へ避難所の再割り当てを依頼する。

⑸　必要物資の整備

町は、避難所及び福祉避難所において必要となる物資について、必要数を把握し事前に整備するよう努める。

３　避難が長期化した場合の対応

県及び町は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努める。

その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者等の要配慮者について優先的な入居に努める。

４　避難先自治体への職員派遣

広域避難を開始した初期段階においては、本町職員は住民の送り出し等の業務を最優先せざるを得ず、避難所受付ステーションや避難所の運営は非常に難しい状況となることが想定される。

このため、本町の体制が整うまでの間、避難所等の開設、運営は避難先自治体職員の全面的な協力を得て行うこととなる。

初期段階の本町職員は、避難所等の情報収集等を行うため、次のとおり派遣に努める。

派遣職員	
避難所受付ステーション	１名程度
避難所	各１名程度

【資料編】

資料１　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて

１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

区分	事態	警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

		⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ⑭東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑮オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

区分	事態	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。 ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。 ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

		⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

区分	事態	全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	全面緊急事態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率等に基づく防護措置を実施する

		状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

２．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設
（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

区分	事態	警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ⑧東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ⑨オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

区分	事態	全面緊急事態に該当するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	全面緊急事態	①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。 ②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率等に基づく防護措置を実施する。

ＯＩＬと防護措置について

【　原子力災害対策指針から抜粋　】

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※１</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※３
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）

β線：13,000cpm※４【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※５の摂取を制限するとともに、住民等を１ 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※９</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※６
（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※７</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※８</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

　ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が２０ｃｍ２の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約１２０Ｂｑ／ｃｍ２相当となる。

　他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約４０Ｂｑ／ｃｍ２相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料２　行政区別避難者数

行政区別の人口数【ＰＡＺ圏内】

行政区	発電所との位置情報		世帯数	人口（人）			うち避難行動要支援者（３歳未満）	バス等による避難の集合場所	
	方位	距離(㎞)		男	女	合計		名称	所在地
小屋取	北	１	３２	３０	２９	５９	１４（１）	小屋取①仮設住宅 小屋取②仮設住宅	①女川町塚浜字小屋取２１番地１ ②女川町塚浜字竹ノ尻３番地１
塚浜	北西	１	２６	３２	３５	６７	２０（２）	塚浜地区仮設住宅	女川町塚浜字塚浜２０１番地１
飯子浜	西	２	２２	３０	３５	６５	１２（１）	飯子浜地区仮設住宅	女川町飯子浜字夏浜１１８番地１
野々浜	西	３	１４	１６	１４	３０	１２（－）	野々浜集会所	女川町野々浜字野々浜１０２番地１０
大石原	西	３	８	７	９	１６	５（－）	大石原集会所	女川町大石原浜字大石原７５番地８
横浦	西北西	３	２２	２４	３１	５５	１２（３）	横浦地区仮設住宅	女川町横浦字名不知４２番地１
高白	北西	５	１８	２２	２２	４４	９（１）	高白集会所	女川町高白浜字崎山１６番地２
桐ヶ崎	北北西	５	２０	２７	２６	５３	１０（１）	桐ヶ崎集会所	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎９１番地２１
竹浦	北北西	５	４３	４５	５６	１０１	１９（－）	旧女川第三小学校 グラウンド仮設住宅	女川町尾浦字尾浦１４５番地２
出島	北北東	７	６７	５７	５８	１１５	３６（－）	旧第四小学校・第二中学校 【原子力防護対策施設】	女川町出島字合ノ浜５４番地２
寺間	北北東	５	６０	５０	５９	１０９	３０（－）		
江島	東	９	３４	２６	３１	５７	３７（－）	旧江島自然活動センター 【原子力防護対策施設】	女川町江島字荒藪４０番地
合計			３６６	３６６	４０５	７７１	２１６(９)		

※出島は、寺間行政区が５㎞圏内に該当するため、出島行政区もＰＡＺとなる。また、江島行政区は、ＰＡＺに準ずる扱いとする。
※人口数値は、住民基本台帳に基づく数値となる。（基準日：平成２８年１０月３１日現在）
※避難行動要支援者は、名簿作成基準点とした平成２８年１月１日現在を基にした数値となる。

資料２　行政区別避難者数

行政区別の人口数【ＵＰＺ圏内】

行政区	発電所との位置情報		世帯数	人口（人）			うち避難行動要支援者(３歳未満)	バスによる避難の集合場所	
	方位	距離(㎞)		男	女	合計		名称	所在地
大沢	西北西	９	６９	９０	７５	１６５	３５（１）	大沢安住集会所	女川町浦宿浜字篠浜山１０７番地３
浦宿一	西北西	８	２４７	２２６	２８１	５０７	９６（２）	浦宿一区集会所	女川町浦宿浜字浦宿２１番地２
浦宿二	西北西	８	３６４	３８０	２７６	６５６	１２７（４）	浦宿二区集会所	女川町浦宿浜字小屋ノ口２８番地２
浦宿三	西北西	８	８６	９２	９１	１８３	４１（１）	尾田峯集会所	女川町浦宿浜字尾田峯２９番地
針浜	西北西	９	５０	６１	７２	１３３	３２（４）	針浜集会所	女川町針浜字針浜１７６番地１
旭が丘	西北西	７	２８５	３４２	３７１	７１３	９９（７）	旭が丘集会所	女川町旭が丘二丁目９番地１
上一	北西	７	２６	２２	２１	４３	５（－）	女川町勤労青少年ｾﾝﾀｰ	女川町鷲神浜字荒立８４番地２
上二	北西	７	３４	２５	３３	５８	１５（１）		
上三	北西	７	９８	１０５	１１８	２２３	４４（２）		
上四	北西	７	１４２	１６５	１６１	３２６	３３（１）		
上五	北西	７	１５７	１９１	１９０	３８１	９７（１４）		
西一	北西	７	３９	４０	３８	７８	２４（－）		
西二	北西	７	６９	６８	７９	１４７	４０（２）		
黄金	北西	７	２２	１６	２３	３９	１２（１）		
南	北西	７	１８	１８	２７	４５	１７（－）		
小乗	北西	６	３６	４３	３４	７７	２６（－）	小乗地区仮設住宅	女川町小乗浜字小乗８８番地２
女川一	北西	７	４６	４７	５４	１０１	２３（１）	女川小学校	女川町女川浜字大原３１０
女川二	北西	７	４９	４４	５５	９９	２１（１）		

資料２　行政区別避難者数

行政区別の人口数【ＵＰＺ圏内】

行政区	発電所との位置情報		世帯数	人口（人）			うち避難行動要支援者(３歳未満)	バスによる避難の集合場所	
	方位	距離(㎞)		男	女	合計		名称	所在地
大原一	北西	7	２４	２５	３０	５５	１２（－）	女川小学校	女川町女川浜字大原３１０
大原二	北西	7	１４３	１６７	１４０	３０７	３４（６）		
大原三	北西	7	３６	３１	３９	７０	１７（－）		
大原四	北西	7	１９	１７	１７	３４	９（１）		
大原北	北西	7	１９７	１７７	２１４	３９１	１４６(５)		
清水一	北西	8	３７	３４	４５	７９	２２（－）		
清水二	北西	8	８１	８７	９３	１８０	３４（１）		
清水三	北西	8	１００	１１９	８９	２０８	３５（７）		
宮ヶ崎	北西	7	１４９	１３８	１４４	２８２	４９（４）		
石浜東	北北西	6	４９	５０	４７	９７	２７（－）		
石浜西	北北西	6	３１	２８	２７	５５	２１（－）		
尾浦	北	6	５２	７０	７６	１４６	３９（２）	旧女川第三小学校グラウンド仮設住宅	女川町尾浦字尾浦１４５番地２
御前浜	北北西	8	３５	３４	３１	６５	２６（－）		
指ヶ浜	北	8	２１	２９	２７	５６	１３（－）		
合計			2,811	2,981	3,018	5,999	1,271（68）		

※世帯数及び人口数は、住民基本台帳を基にした数値となる。（基準日：平成２８年１０月３１日現在）

※避難行動要支援者数は、名簿作成基準点とした平成２８年１月１日現在を基にした数値となる。

※人口数及び要支援者数は、仮設住宅居住の要支援者数を引いていない数値となる。

資料２　行政区別避難者数

仮設住宅別の人口数【町外】

仮設住宅の名称	発電所との位置関係		世帯数	人口（人）			うち避難行動要支援者（３歳未満）	バスによる避難の集合場所	
	方位	距離（km）		男	女	計		名称	所在地
石巻バイパス用地	西北西	１１	１２８	１２９	１２２	２５１	３０（２）	石巻バイパス用地仮設住宅談話室	石巻市沢田字平形四番１６
石巻蟹田地区	西北西	１１	１９	１６	２０	３６	１１（１）	蟹田地区仮設住宅談話室	石巻市流留字一番囲５３
石巻内田地区	西北西	１１	１２	１２	１０	２２	－（－）	内田地区仮設住宅談話室	石巻市流留字内田７４
合計			１５９	１５７	１５２	３０９	４１（３）		

資料3　広域避難所

PAZ圏内の住民避難の避難所割り当て　　平成28年10月31日現在

	対象行政区	避難者数(人)	避難先地区	施設名称(体育館使用)	所在地	電話番号	給水	炊飯
1	小屋取	59	高清水	高清水中学校	栗原市高清水東館34番地	0228-58-2163	○	×
2	塚　浜	67						
3	飯子浜	65						
4	野々浜	30						
5	大石原	16						
6	横　浦	55						
7	高白浜	44						
8	桐ヶ崎	53	高清水	高清水小学校	栗原市高清水西善光寺21番地	0228-58-2161	○	×
9	竹　浦	101	若柳	畑岡公民館	栗原市若柳字下畑岡峯225	0228-33-2777	○	○
10	出　島	115	高清水	高清水小学校	栗原市高清水西善光寺21番地	0228-58-2161	○	×
11	寺　間	109						
12	江　島	57						
13	合　計	771						

※ 行政区には、仮設住宅居住者を含む。

資料3　広域避難所

UPZ圏内の住民避難の避難所割り当て　　平成28年10月31日現在

	避難行政区	避難者数(人)	地区	施設名称(体育館使用)	所在地	電話番号	給水	炊飯
1	大　沢	165	瀬峰	瀬峰柔剣道場	栗原市瀬峰大境山24番地16		○	○
2	浦宿一	507	志波姫	志波姫中学校	栗原市志波姫沼崎大谷地5の1	0228-25-3245	○	○
3	浦宿二	656	瀬峰	瀬峰中学校	栗原市瀬峰下田2番地1	0228-38-2028	○	○
4	浦宿三	183	志波姫	志波姫体育センター	栗原市志波姫沼崎南沖447	0228-23-7205	○	○
5	針　浜	133						
6	旭が丘	713	瀬峰	瀬峰トレーニングセンター	栗原市瀬峰大境山24番地16	0228-38-3935	○	○
			瀬峰	瀬峰農村環境改善センター	栗原市瀬峰大境山24番地16	0228-59-2024	○	○
7	上　一	43	瀬峰	瀬峰小学校	栗原市瀬峰清水山15番地1	0228-38-2012	○	×
8	上　二	58						
9	上　三	223						
10	上　四	326	金成	金成小中学校	栗原市金成小迫高見山35番地3	0228-42-1047	○	×
11	上　五	381	志波姫	志波姫小学校	栗原市志波姫沼崎新田64	0228-25-3233	○	○
12	西　一	78	金成	萩野公民館	栗原市金成有壁舘下29番地	0228-44-2150	○	○
13	西　二	147						
14	黄　金	39	瀬峰	瀬峰農村環境改善センター	栗原市瀬峰大境山24番地16	0228-59-2024	○	○
15	南	45						
16	小　乗	77						
17	女川一	101	志波姫	志波姫公民館	栗原市志波姫新原139	0228-25-3231	○	○
18	女川二	99						
19	大原一	55	金成	けやき会館	栗原市金成中町7番地	0228-42-1150	○	○
20	大原二	307						
21	大原三	70						
22	大原四	34						
23	大原北	391	若柳	若柳公民館	栗原市若柳字川北片町91	0228-32-3121	○	○
24	清水一	79	若柳	若柳小学校	栗原市若柳字川北塚原55	0228-32-2134	○	○
25	清水二	180						
26	清水三	208						
27	宮ヶ崎	282	若柳	若柳中学校	栗原市若柳字川南袋25	0228-32-3831	○	○
28	石浜東	97						
29	石浜西	55						
30	尾　浦	146	高清水	高清水体育センター	栗原市高清水忽滑沢29番地	0228-58-3636	○	×
31	指ヶ浜	65	志波姫	この花さくや姫プラザ	栗原市志波姫沼崎南沖452	0228-25-3113	○	○
32	御前浜	56						
合計		5,999						

※　瀬峰柔剣道場の避難時における連絡先については、「瀬峰トレーニングセンター」へ連絡する。

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】　　**【PAZ圏内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
五部浦地域 （高白含む）	小屋取 塚　浜 飯子浜 野々浜	１基本経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　県道２２０号（牡鹿半島公園線）　⇒　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線） ⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆稲井経由
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス ⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆渡波・鹿妻経由
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス ⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		３一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　県道２２０号（牡鹿半島公園線）　⇒　国道３９８号　⇒　大瓜地内 ⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　県道２２０号（牡鹿半島公園線）　⇒　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋 ⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】　　**【PAZ圏内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
五部浦地域 （高白含む）	大石原 横　浦 高　白	１基本経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス ⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆渡波・鹿妻経由
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス ⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		３一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス ⇒　国道４５号　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　県道４１号（女川牡鹿線）　⇒　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号 ⇒　国道３４６号　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】　　【PAZ圏内対象】

地域別	行政区	主な避難経路
北浦地域	桐ヶ崎 竹　浦	１基本経路
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆渡波・鹿妻経由
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆雄勝経由
		○　国道３９８号　⇒　雄勝地内　⇒　県道３０号（河北桃生線）　⇒　国道４５号　⇒　河北ＩＣ　⇒　桃生津山ＩＣ ⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		３一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　国道３９８号　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		○　国道３９８号　⇒　雄勝地内　⇒　県道３０号（河北桃生線）　⇒　国道４５号　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】　　**【PAZ圏内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
離島地域	出島 寺間 江島	１基本経路
		■　出島・寺間行政区
		○　島内　⇒　放射線防護対策施設（旧女川第四小・第二中学校）　⇒　ヘリコプター着陸地点からバスで移動
		■　江島行政区
		○　島内　⇒　放射線防護対策（旧江島自然活動センター）　⇒　ヘリコプター着陸地点からバスで移動
		２予備経路（船舶避難が可能な場合）
		■　出島・寺間行政区
		○　島内　⇒　船舶（自家用等）　⇒　着岸地点からバスで移動（女川港で乗り換え。）
		■　江島行政区
		○　島内　⇒　船舶（自家用等）　⇒　着岸地点からバスで移動（女川港で乗り換え。）
		※ヘリコプターの着陸地点が不確定なため、石巻市内を想定して暫定的に下記経路を基本経路として運用する。 ○　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ　⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館 ※船舶避難についても、入港する漁港が不確定であるものの、バス避難を考慮し、暫定的に女川港に入港予定とする。 なお、入港後のバスでの避難経路については、ヘリコプター避難時と同様とする。

※避難経路に変更が必要な場合は、修正を行うこととする。

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路（退域検査ポイント経由）

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】

【　退域検査ポイント　　名称：登米総合体育館　　所在地：登米市登米町寺池目子待井１０番地　】　　**【UPZ園内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
町内中心部	大　沢 浦宿一 浦宿二 浦宿三 針　浜 旭が丘	１基本経路
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆稲井経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　桃生津山ＩＣ　⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館
		◆米山経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　県道３３号（石巻河北線）　⇒　県道３０号（河北桃生線） ⇒　県道２１号（河南米山線）　⇒　県道１５号（古川登米線）　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		３一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号 ⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号 ⇒　県道１５号（古川登米線）⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路（退域検査ポイント経由）

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】

【　退域検査ポイント　　名称：登米総合体育館　　所在地：登米市登米町寺池目子待井１０番地　】　　**【UPZ園内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
町内中心部	上一 上二 上三 上四 上五 西一 西二 黄金 南小乗 女川一 女川二 大原一 大原二 大原三 大原四 大原北 清水一 清水二 清水三	１基本経路 ○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館 ２予備経路 ◆稲井経由 ○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　桃生津山ＩＣ　⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館 ◆米山経由 ○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　県道３３号（石巻河北線）　⇒　県道３０号（河北桃生線） ⇒　県道２１号（河南米山線）　⇒　県道１５号（古川登米線）　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館 ３一般道経路 ◆国道４５号経路 ○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号 ⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館 ◆国道１０８号経路 ○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号 ⇒　県突１５号（古川登米線）⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路（退域検査ポイント経由）

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】

【　退域検査ポイント　　名称：登米総合体育館　　所在地：登米市登米町寺池目子待井１０番地　】　　**【UPZ園内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
町内中心部	宮ヶ崎 石浜東 石浜西	１基本経路
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（沢田稲井線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆稲井経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　桃生津山ＩＣ　⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館
		◆米山経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（沢田稲井線）　⇒　県道３３号（石巻河北線）　⇒　県道３０号（河北桃生線） ⇒　県道２１号（河南米山線）　⇒　県道１５号（古川登米線）　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		３一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号 ⇒　国道３４２号　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号 ⇒　県道１５号（古川登米線）⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

資料４　　避難所受付ステーションまでの経路（退域検査ポイント経由）

【　避難所受付ステーション　　名称：栗原市若柳総合体育館　　所在地：栗原市若柳字川南道伝前１２５－２　】

【　退域検査ポイント　　名称：登米総合体育館　　所在地：登米市登米町寺池目子待井１０番地　】　　**【UPZ園内対象】**

地域別	行政区	主な避難経路
北浦地域	尾　浦 御前浜 指ヶ浜	１基本経路
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　登米ＩＣ　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		２予備経路
		◆稲井経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　大瓜地内　⇒　石巻北部バイパス　⇒　石巻女川ＩＣ ⇒　桃生津山ＩＣ　⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号 ⇒　若柳総合体育館
		◆雄勝経由
		○　国道３９８号　⇒　雄勝地内　⇒　県道３０号（河北桃生線）　⇒　国道４５号　⇒　河北ＩＣ　⇒　桃生津山ＩＣ ⇒　県道６１号（涌谷津山線）　⇒　柳津大橋　⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆米山経由
		○　国道３９８号　⇒　県道２３４号（稲井沢田線）　⇒　県道３３号（石巻河北線）　⇒　県道３０号（河北桃生線） ⇒　県道２１号（河南米山線）　⇒　県道１５号（古川登米線）　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		■一般道経路
		◆国道４５号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋・開北橋　⇒　石巻北部バイパス　⇒　国道４５号 ⇒　国道３４２号　⇒　登米大橋　⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館 ⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館
		◆国道１０８号経路
		○　国道３９８号　⇒　渡波・鹿妻地内　⇒　石巻大橋　⇒　石巻バイパス　⇒　国道１０８号　⇒　国道３４６号 ⇒　県道１５号（古川登米線）⇒　県道３６号（築館登米線）　⇒　登米総合体育館　⇒　県道３６号（築館登米線） ⇒　国道３９８号　⇒　若柳総合体育館

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	小屋取区、塚浜区、飯子浜区、野々浜区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	予備経路（稲井経由）	対象地域	PAZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	小屋取区、塚浜区、飯子浜区、野々浜区			
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（渡波・鹿妻経由）	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	小屋取区、塚浜区、飯子浜区、野々浜区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	小屋取区、塚浜区、飯子浜区、野々浜区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	小屋取区、塚浜区、飯子浜区、野々浜区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大石原区、横浦区、高白区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（渡波・鹿妻経由）	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大石原区、横浦区、高白区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

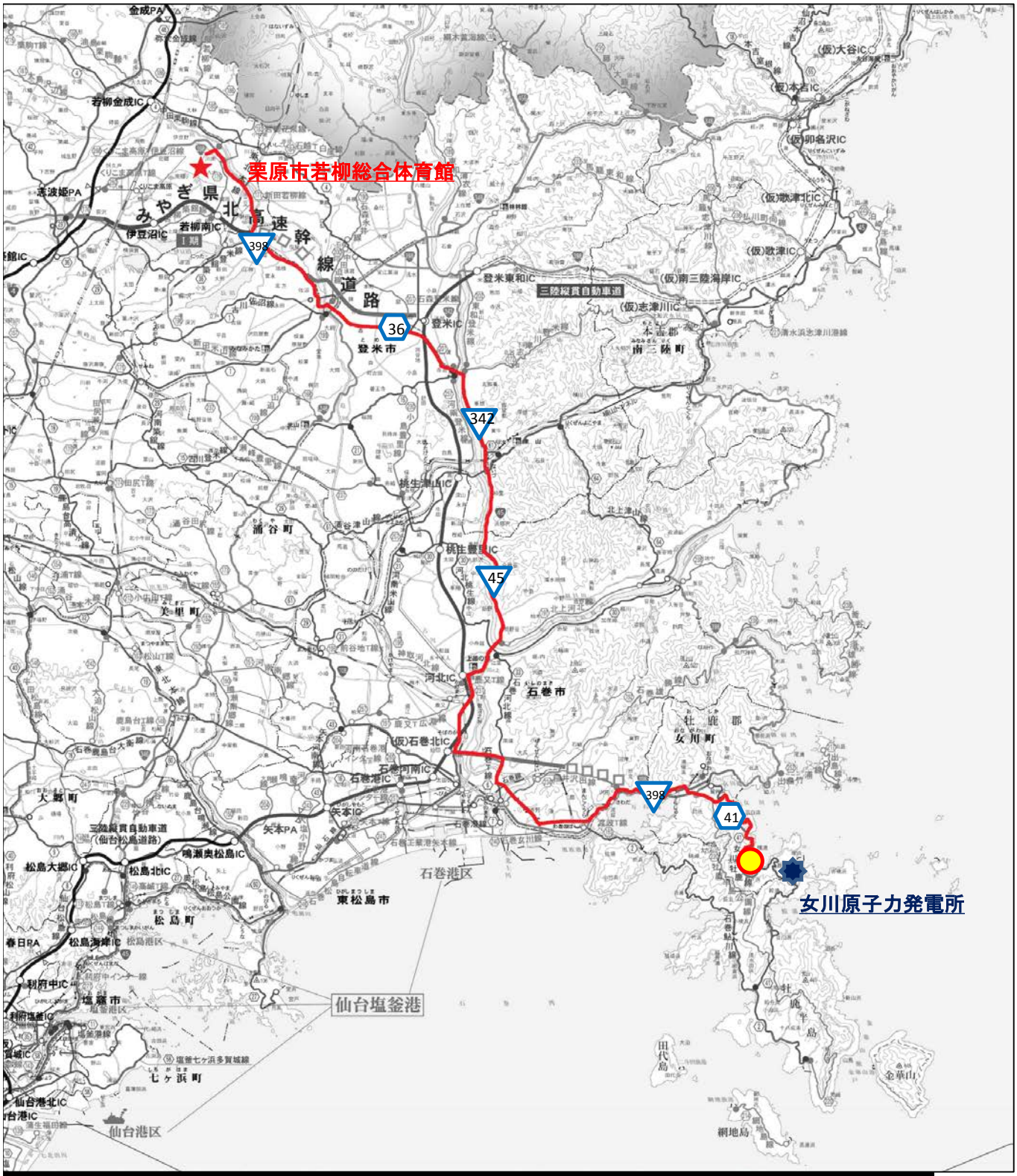

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大石原区、横浦区、高白区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

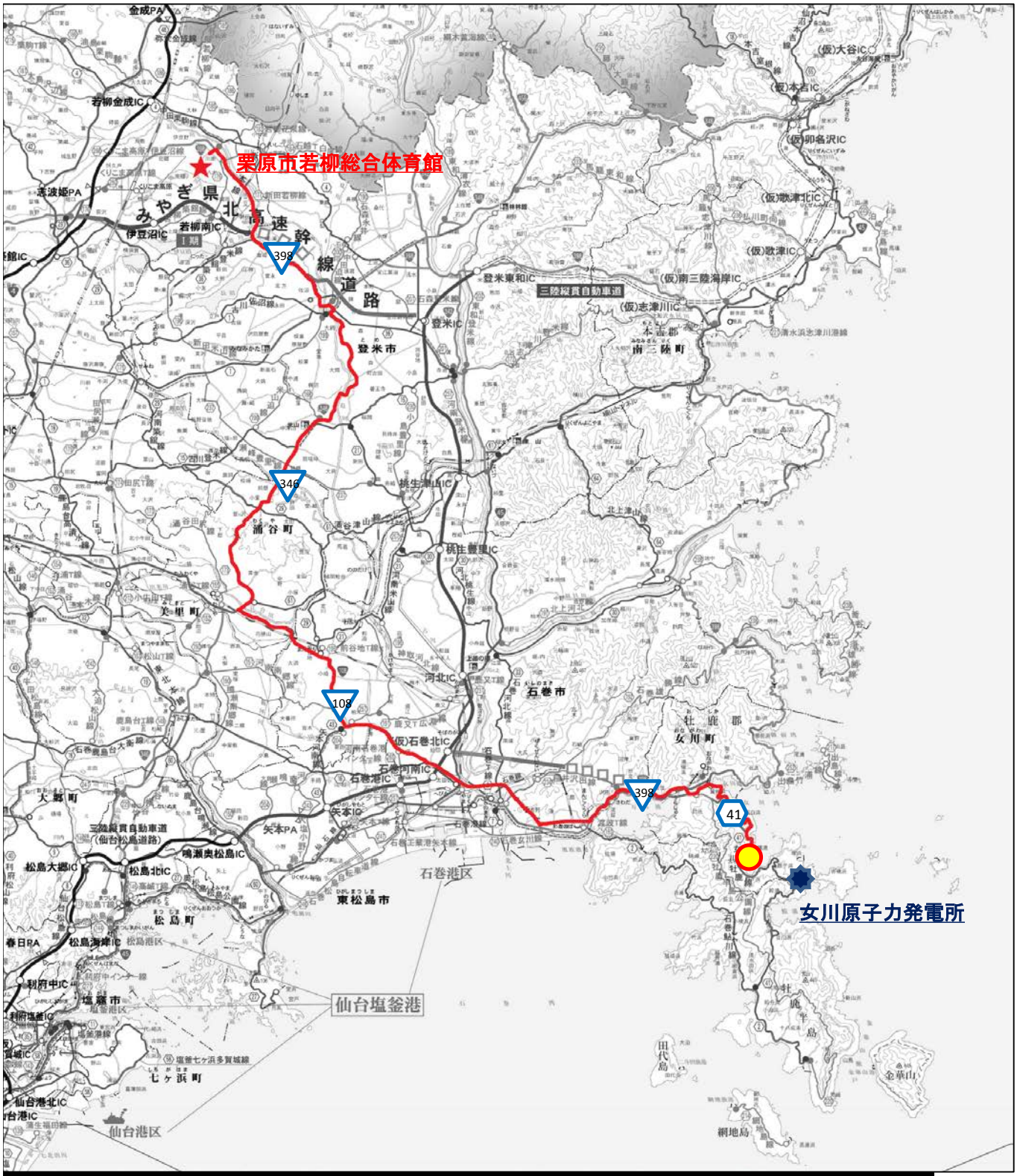

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	PAZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	大石原区、横浦区、高白区			
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	PAZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区			
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（渡波・鹿妻経由）	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（雄勝経由）	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

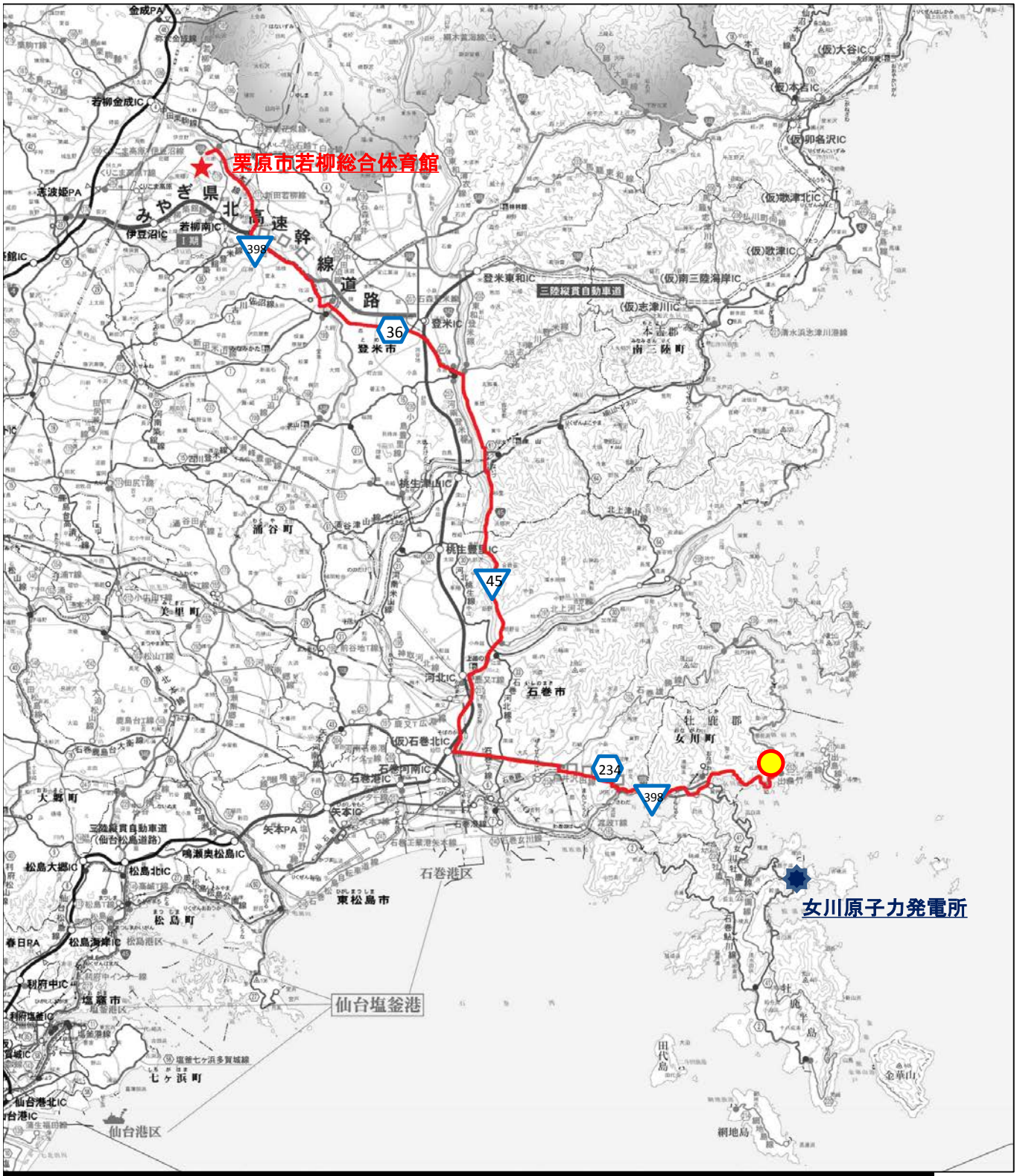

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	PAZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区			
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路（雄勝経由）	対象地域	PAZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区		
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	PAZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	桐ヶ崎区、竹浦区			
●	女川原子力発電所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

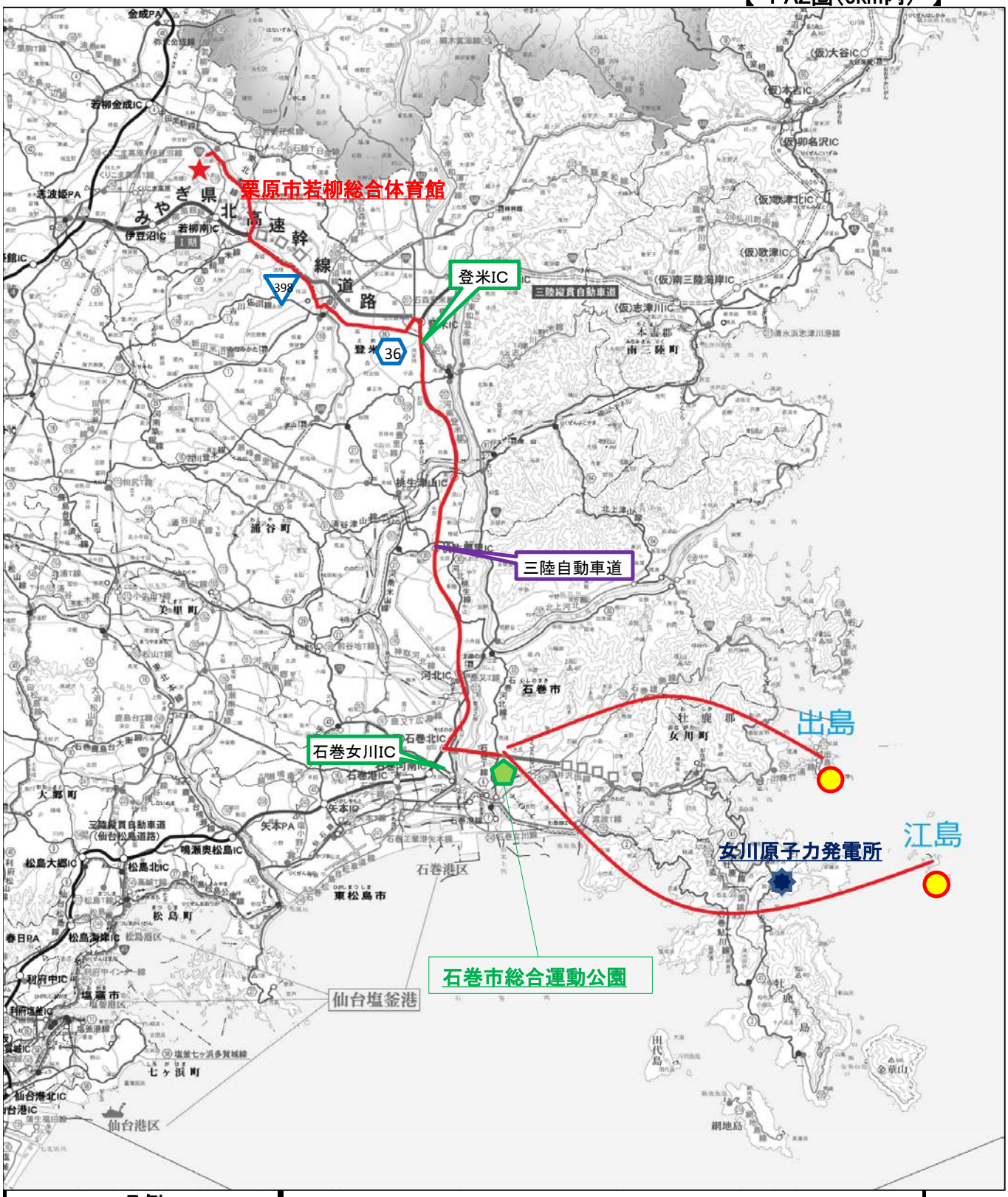

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	ヘリコプター避難時	対象地域	UPZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	出島区、寺間区、江島区			
⬟	着陸予定場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			
⬟	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館			

※この経路は、石巻市総合運動公園を使用する場合の経路となります。

広 域 避 難 経 路

【 PAZ圏（5km内） 】

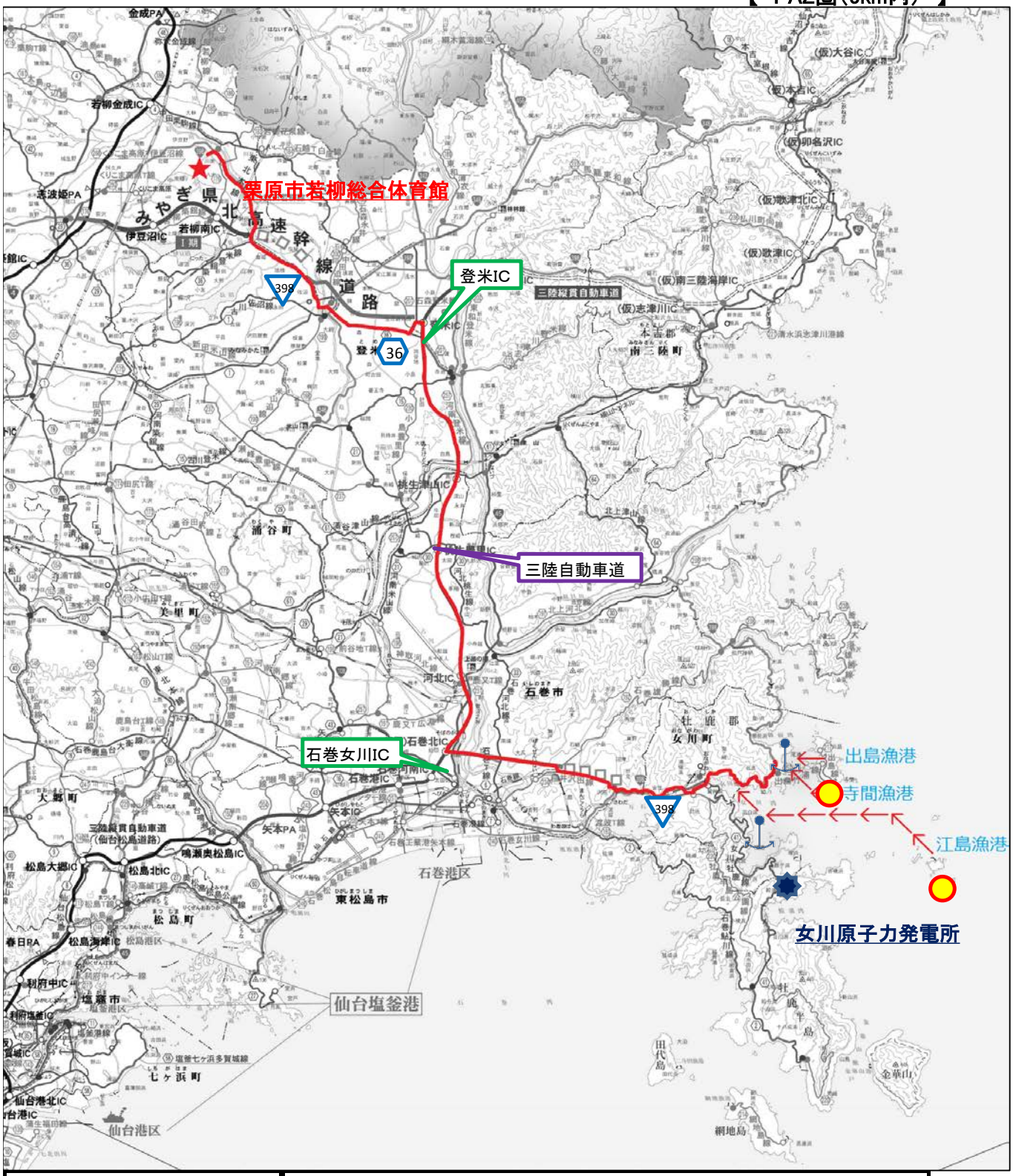

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	船舶避難時	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	出島区、寺間区、江島区		
⚓	寄港地（女川港、尾浦港）	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

※この経路は、船舶避難が可能な場合の経路となります。
※尾浦港が寄港できない場合は、女川港を寄港地とします。（予定）

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大沢区、針浜区、旭が丘区、浦宿区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（稲井経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大沢区、針浜区、旭が丘区、浦宿区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（米山経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大沢区、針浜区、旭が丘区、浦宿区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大沢区、針浜区、旭が丘区、浦宿区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	大沢区、針浜区、旭が丘区、浦宿区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	上区、西区、黄金区、南区、小乗区、女川区、大原区、清水区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（稲井経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	上区、西区、黄金区、南区、小乗区、女川区、大原区、清水区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（米山経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	上区、西区、黄金区、南区、小乗区、女川区、大原区、清水区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	上区、西区、黄金区、南区、小乗区、女川区、大原区、清水区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要				
図記号	内容					
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	UPZ圏の行政区	
★	避難所受付場所	行政区	上区、西区、黄金区、南区、小乗区、女川区、大原区、清水区			
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館			
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館			

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	宮ヶ崎区、石浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（稲井経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	宮ヶ崎区、石浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（米山経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	宮ヶ崎区、石浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	宮ヶ崎区、石浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	宮ヶ崎区、石浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
	対象地区	経路種別	基本経路	対象地域	UPZ圏の行政区
	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（稲井経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（雄勝経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

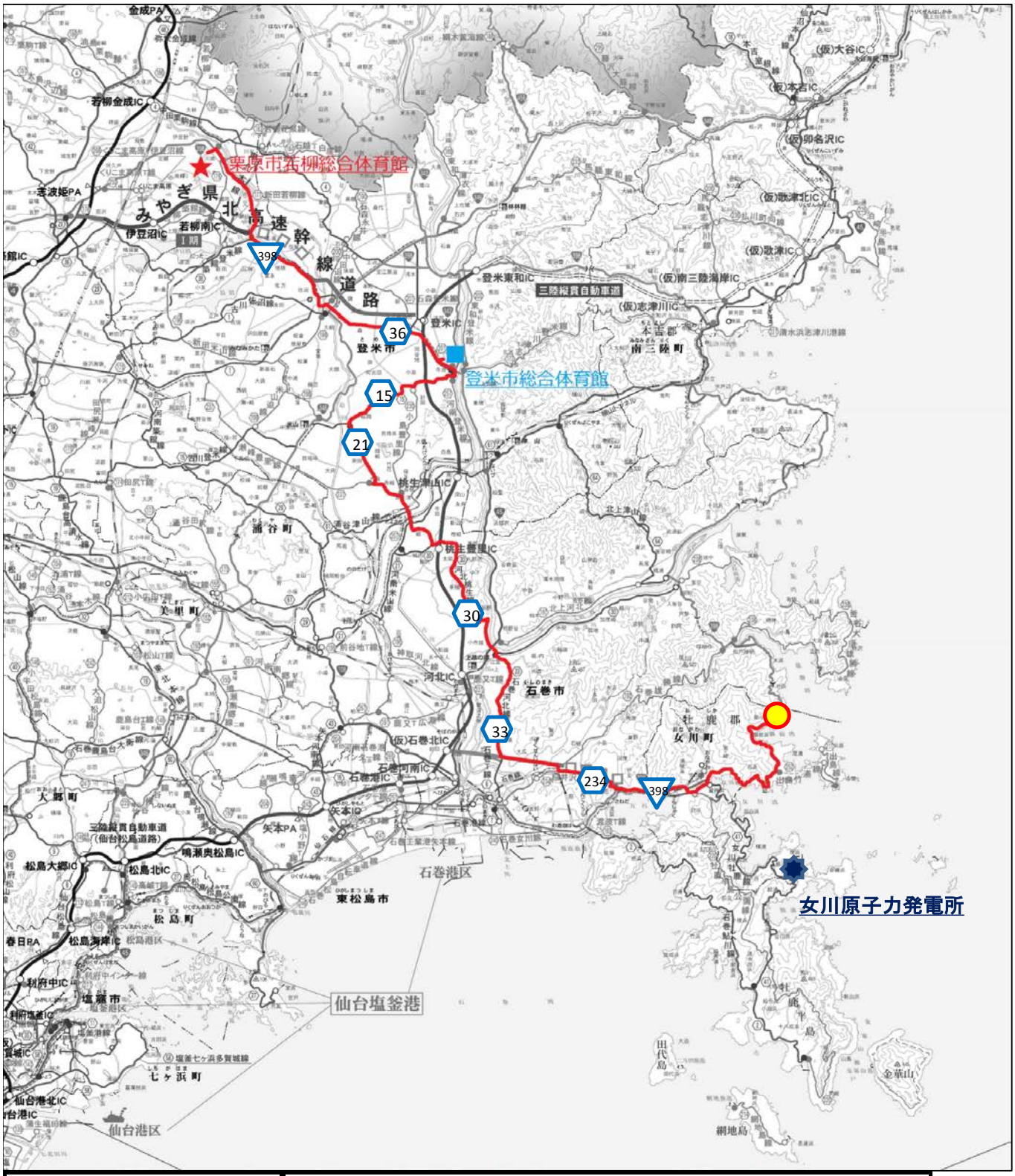

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	予備経路（米山経由）	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
✹	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
●	対象地区	経路種別	国道45号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
★	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
■	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
●	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広 域 避 難 経 路

【 UPZ圏（5～30km内） 】

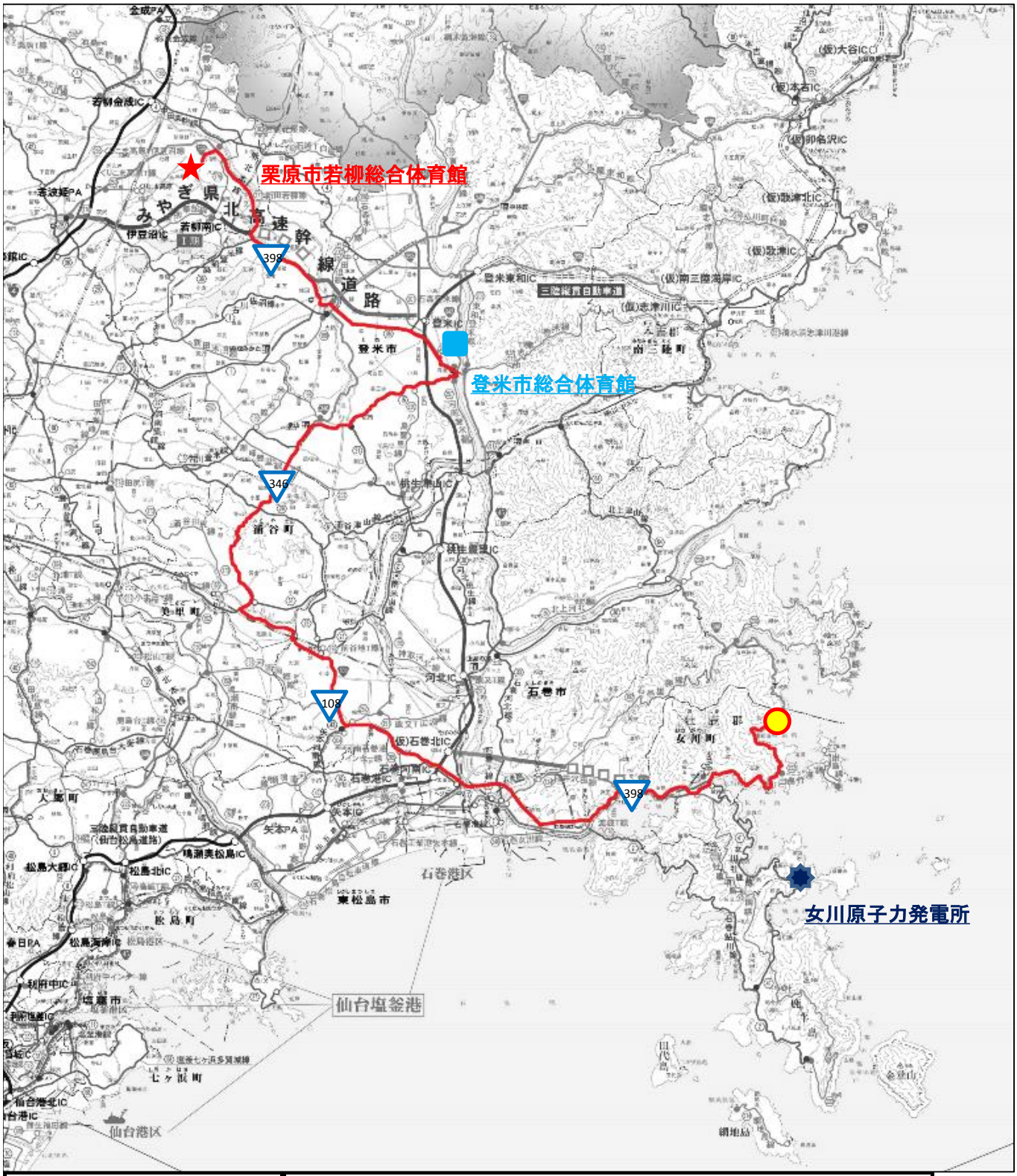

凡例		避難経路図概要			
図記号	内容				
	対象地区	経路種別	国道108号経路	対象地域	UPZ圏の行政区
	避難所受付場所	行政区	尾浦区、御前浜区、指ヶ浜区		
	除染等検査場所	受付場所	栗原市若柳総合体育館		
	女川原子力発電所	検査場所	登米市総合体育館		

広域避難所の位置関係【栗原市：若柳地区】

番号	避難地区等の概要		集会所周辺図
1	地図上番号	❶	
	避難対象行政区	大原北	
	避難所施設名称	若柳公民館	
	所在地	栗原市若柳字河北片町91	
2	地図上番号	❷	
	避難対象行政区	清水一、清水二、清水三	
	避難所施設名称	若柳小学校	
	所在地	栗原市若柳字河北塚原55	
3	地図上番号	❸	
	避難対象行政区	宮ヶ崎、石浜東、石浜西	
	避難所施設名称	若柳中学校	
	所在地	栗原市若柳字川南袋25	
4	地図上番号	❹	
	避難対象行政区	竹浦	
	避難所施設名称	畑岡公民館	
	所在地	栗原市若柳字下畑岡峯225	

広域避難所の位置関係【栗原市：志波姫地区】

番号	避難地区等の概要		集会所周辺図
1	地図上番号	1	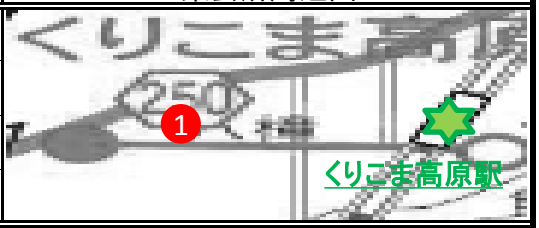
	避難対象行政区	浦宿一	
	避難所施設名称	志波姫中学校	
	所在地	栗原市志波姫沼崎大谷地5－1	
2	地図上番号	2	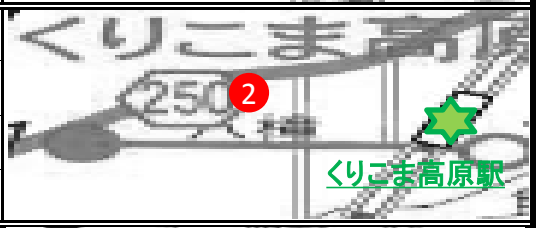
	避難対象行政区	上　五	
	避難所施設名称	志波姫小学校	
	所在地	栗原市志波姫沼崎新田64	
3	地図上番号	3	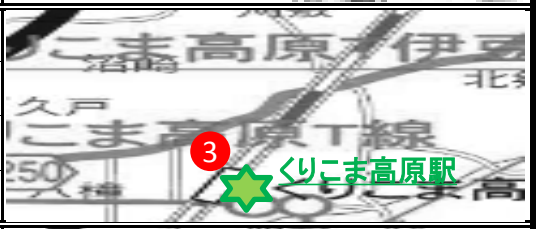
	避難対象行政区	女川一、女川二	
	避難所施設名称	志波姫公民館	
	所在地	栗原市志波姫新原139	
4	地図上番号	4	
	避難対象行政区	浦宿三、針浜	
	避難所施設名称	志波姫体育センター	
	所在地	栗原市志波姫沼崎南沖447	
5	地図上番号	5	
	避難対象行政区	指ヶ浜、御前浜	
	避難所施設名称	この花さくや姫プラザ	
	所在地	栗原市志波姫沼崎南沖452	

広域避難所の位置関係【栗原市：金成地区】

番号	避難地区等の概要		集会所周辺図
1	地図上番号	①	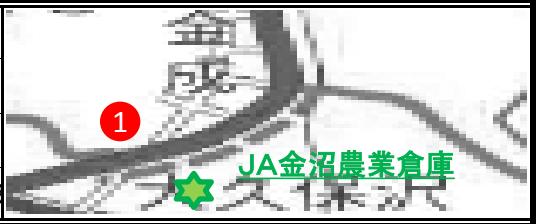
	避難対象行政区	上四	
	避難所施設名称	金成小・中学校	
	所在地	栗原市金成小迫高見山35番地3	
2	地図上番号	②	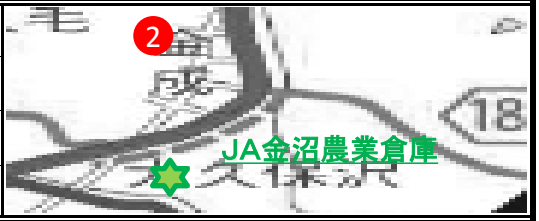
	避難対象行政区	大原一、大原二、大原三、大原四	
	避難所施設名称	けやき会館	
	所在地	栗原市金成中町7番地	
3	地図上番号	③	
	避難対象行政区	西一、西二	
	避難所施設名称	萩野公民館	
	所在地	栗原市金成有壁舘下29番地	

広域避難所の位置関係【栗原市：瀬峰地区】

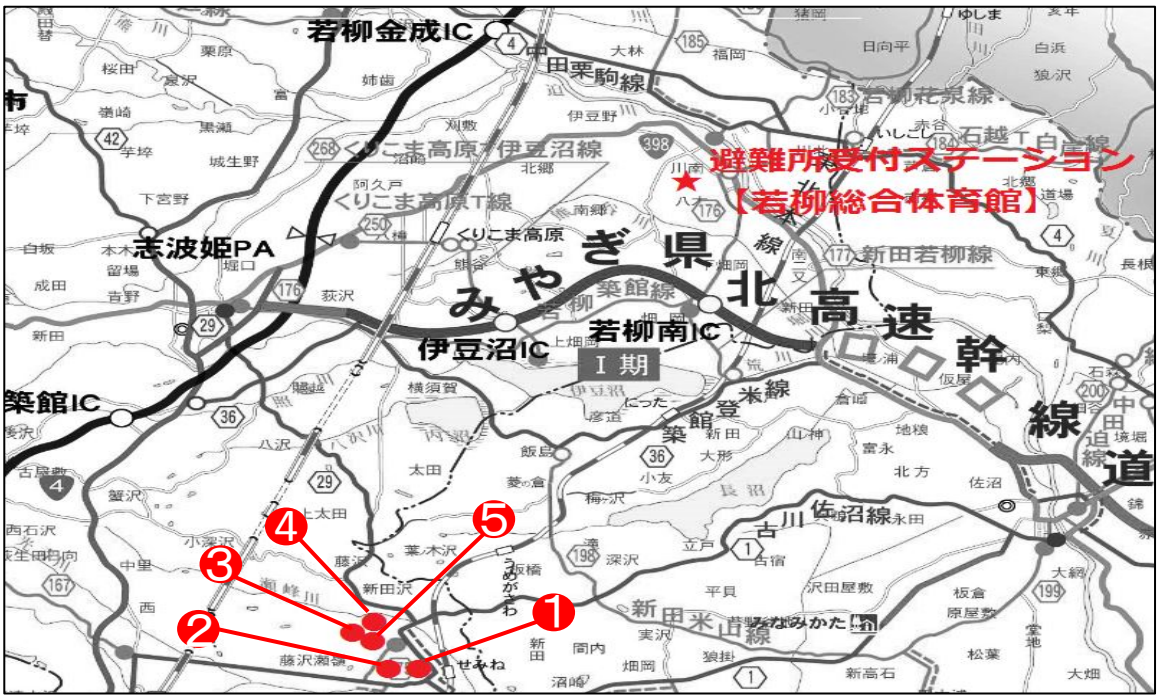

番号	避難地区等の概要		集会所周辺図
1	地図上番号	❶	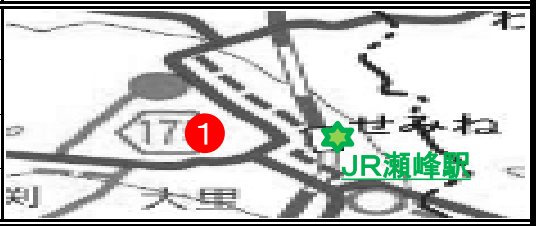
	避難対象行政区	浦宿二	
	避難所施設名称	瀬峰中学校	
	所在地	栗原市瀬峰下田2番地1	
2	地図上番号	❷	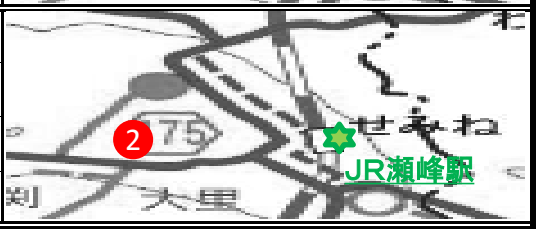
	避難対象行政区	上一、上二、上三	
	避難所施設名称	瀬峰小学校	
	所在地	栗原市瀬峰清水山15番地1	
3	地図上番号	❸	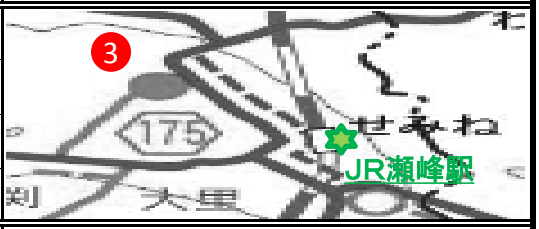
	避難対象行政区	大沢	
	避難所施設名称	瀬峰柔剣道場	
	所在地	栗原市瀬峰大境山24番地16	
4	地図上番号	❹	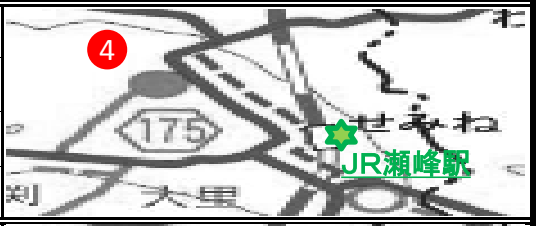
	避難対象行政区	黄金、南、小乗	
	避難所施設名称	瀬峰農村環境改善センター	
	所在地	栗原市瀬峰大境山24番地16	
5	地図上番号	❺	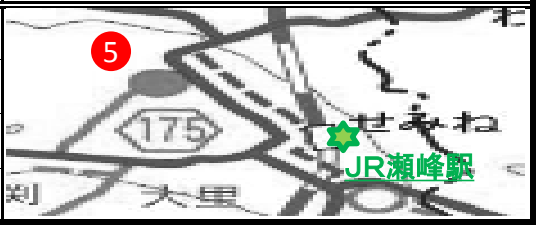
	避難対象行政区	旭が丘	
	避難所施設名称	瀬峰トレーニングセンター 瀬峰農村環境改善センター	
	所在地	栗原市瀬峰大境山24番地16	

広域避難所の位置関係【栗原市：高清水地区】

番号	避難地区等の概要		集会所周辺図
1	地図上番号	1	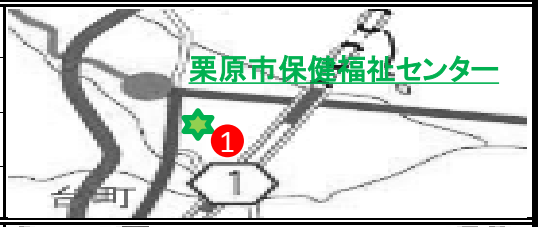
	避難対象行政区	小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白浜	
	避難所施設名称	高清水中学校	
	所在地	栗原市高清水東館34番地	
2	地図上番号	2	
	避難対象行政区	桐ヶ崎、出島、寺間、江島	
	避難所施設名称	高清水小学校	
	所在地	栗原市高清水西善光寺21番地	
3	地図上番号	3	
	避難対象行政区	尾浦	
	避難所施設名称	高清水体育センター	
	所在地	栗原市高清水忽滑沢29番地	

資料6

主要機関通信連絡系統図

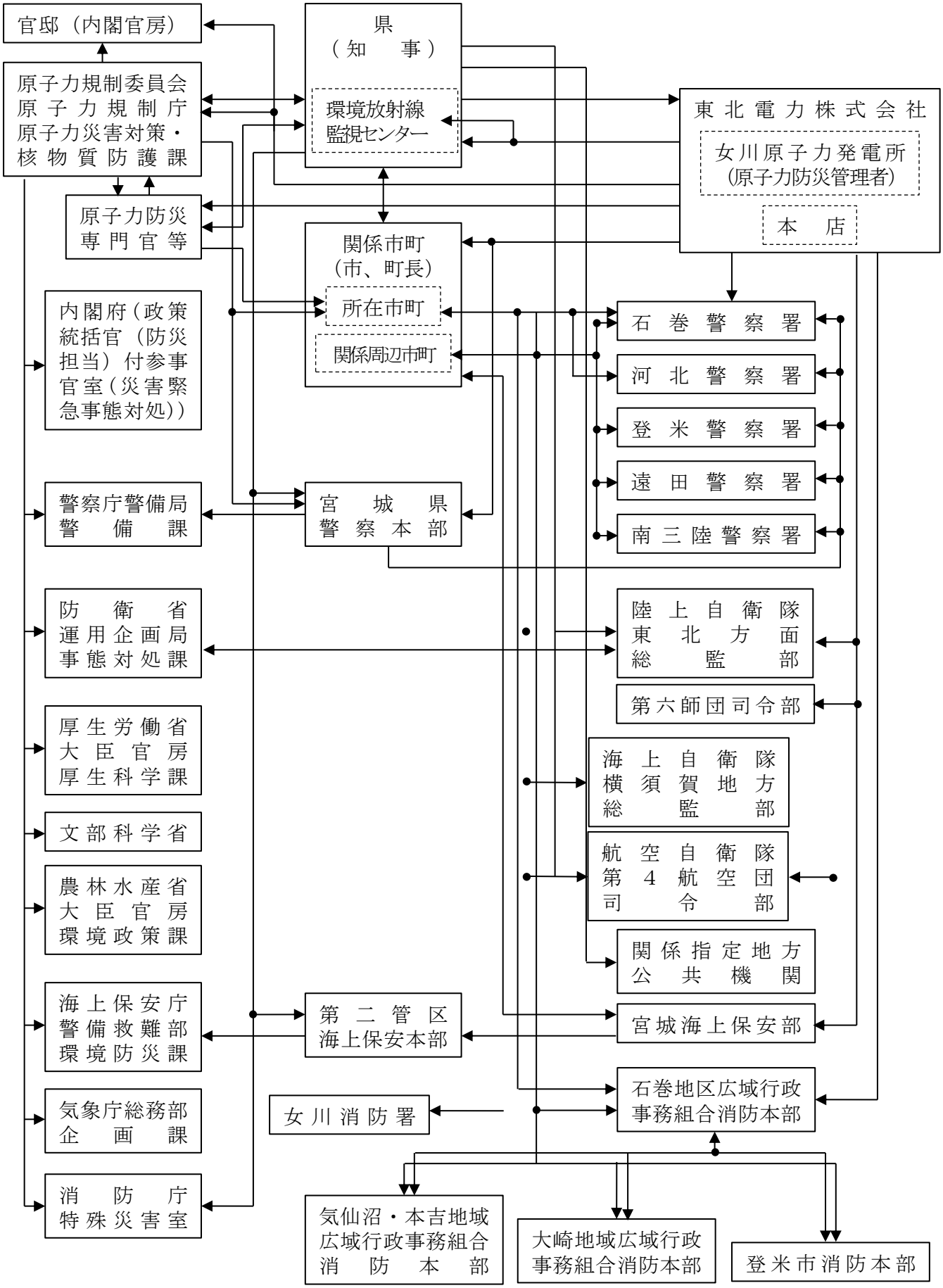

資料７　住民に対する広報及び指示伝達系統図

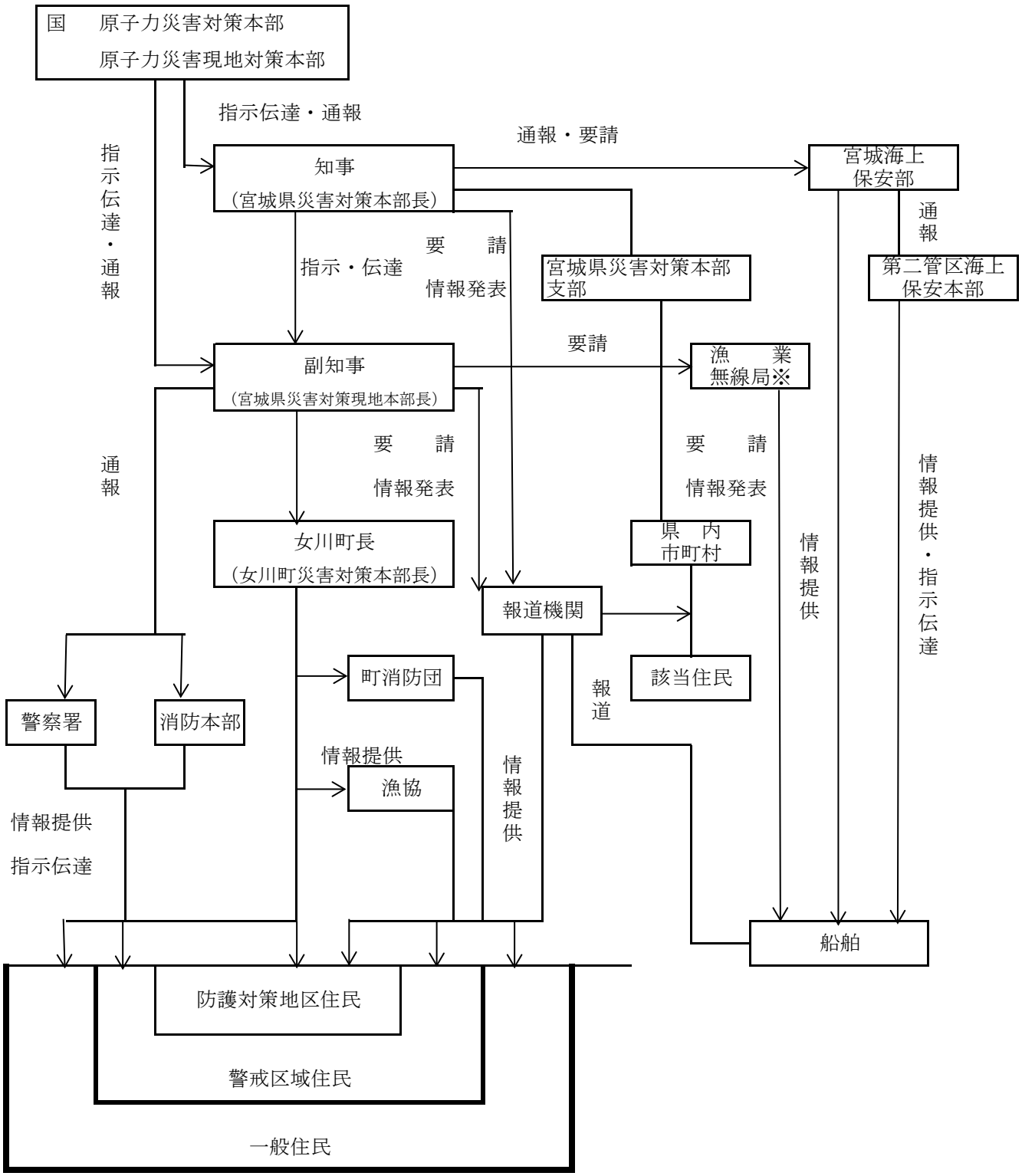

資料８　防災広報無線広報文案

防災行政無線による広報文案の一例（警戒事象）

＜上り４音チャイム＞

役場企画課（女川町災害対策本部）からお知らせいたします。

本日、午前（午後）●●時●●分、発生した●●の影響（女川原子力発電所内のトラブル等）により、東北電力㈱女川原子力発電所で事故が発生しました。

町では、警戒本部を設置し、事故の情報収集を行っておりますが、現在のところ、この事象による外部への放射性物質の放出はありません。

しかし、今後の状況によっては、避難指示あるいは屋内退避指示をすることがあります。

女川原子力発電所から概ね半径５ｋｍ以内の地域となる小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白、桐ケ崎、竹浦、出島、寺間地区の住民及び通常の避難が困難で時間がかかる方は、安定ヨウ素剤を用意し避難の準備を願います。

女川町に滞在している観光客の皆さんは、出来るだけ早く帰宅の準備をしてください。

今後、テレビ、ラジオ、防災行政無線や広報車等で状況をお知らせいたします。

これからの情報にご注意ください。

≪繰り返し≫

こちらは防災おながわ広報です。

＜下り４音チャイム＞

防災行政無線による広報文案の一例（施設敷地緊急事態段階）

＜上り４音チャイム＞

役場企画課（女川町災害対策本部）からお知らせいたします。

本日、発生した東北電力㈱女川原子力発電所事故により、●●（例：２号機が自動停止又は全ての原子炉が停止等）しました。

女川原子力発電所では、●●（例：外部からの電源供給が途絶え、非常用発電機も使用できない等の問題が発生した等）ため、現在、東北電力が復旧作業を全力で進めております。

町では、災害対策本部を設置し、詳しい事故の情報収集等を行っておりますが、現在のところ、この事象による外部への放射性物質の放出はありません。

しかし、今後の状況によっては、避難指示あるいは屋内退避指示をすることがありますので、事前の準備をお願いします。

女川原子力発電所から概ね半径５ｋｍ以内の地域の高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ケ崎、竹浦、出島、寺間の各地区で、介護が必要な方とその付添いの方、安定ヨウ素剤を服用できない方、３歳未満の乳幼児とその保護者の方等、通常の避難が困難で時間がかかる方は、速やかに避難を始めてください。

また、それ以外の５㎞以内の住民の方は、避難の準備をしてください。

その他の地域の住民の方は、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、早めの避難への準備を行ってください。

また、女川町に滞在している観光客の皆さん、事業所の皆さんは、不要不急の要件がない方は、出来るだけ早く帰宅してください。

今後、テレビ、ラジオ、防災広報無線や広報車で状況をお知らせいたします。

これからの情報にご注意ください。

≪繰り返し≫

こちらは防災おながわ広報です。

＜下り４音チャイム＞

防災行政無線による広報文案の一例（全面緊急事態段階）

＜サイレン（15 秒）―３秒休―サイレン（15 秒）―上り４音チャイム＞

女川町災害対策本部からお知らせいたします。

現在、女川原子力発電所では、発生した（●●の影響（女川原子力発電所内のトラブル等）により、●●（例：２号機が自動停止又は全ての原子炉が停止等のトラブル）が発生しておりますが、さらに原子炉の熱を除去する機能が失われる状態となる等）の状況にあるため、「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

現在のところ、この事象による外部への放射性物質の放出はありません。

女川原子力発電所から概ね半径５ｋｍ以内の地域の高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ケ崎、竹浦、出島、寺間地区の住民の方は、直ちに避難を開始してください。

自家用車で広域避難所の栗原市へ自主避難する方は、出来るだけ近所の方を誘い、安全運転で走行してください。

バスで避難される方は、一時集合場所の●●に集まってください。

その他の地域の方は、建物内への屋内退避を行ってください。

今後の状況によっては、避難指示をすることもありますので避難準備をお願いします。

今後についても、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で事故の状況等をお知らせします。

これからの情報にご注意ください。

≪繰り返し≫

こちらは防災おながわ広報です。

＜下り４音チャイム＞

防災行政無線による広報文案の一例（全面緊急事態以降：ＯＩＬ事象）

＜上り４音チャイム＞

女川町災害対策本部からお知らせいたします。

女川原子力発電所の事故の影響により、現在、発電所から５ｋｍ以外の住民の方を対象に屋内退避を行っておりますが、放射性物質の数値が退避の必要な数値に達したため、広域避難（一時移転）が必要な状態となり、栗原市への避難指示が出されました。

住民の皆さんは、直ちに避難してください。

自家用車で避難される方は、出来るだけ近所の方を誘い、安全運転で走行してください。

バスで避難される方は、直ちに地区の集会所へ集合してください。

なお、避難する際には、マスクを着用又はハンカチ等で口を覆う等してください。

引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で事故の状況等をお知らせします。

今後の情報に注意してください。

≪繰り返し≫

こちらは防災おながわ広報です。

＜下り４音チャイム＞

緊急メール文案

● 事故発生時

表題　～　下記字数：８文字（１５文字以内）

【女川町　避難準備】

本文　～　下記字数：１７３文字（１８０文字以内）

女川原子力発電所において、（例～原子炉の除熱機能が喪失するなど）事故が発生しています。

小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白、桐ケ崎、竹浦、出島、寺間、江島地区に避難準備の指示がありましたので、住民の方は、いつでも避難できるよう避難の準備をして下さい。

● 避難指示

標題　～　下記字数：８文字（１５文字以内）

【女川町避難指示】

本文　～　１７８字（１８０文字）

女川原子力発電所の事故により、小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白、桐ケ崎、竹浦、離島地区に避難指示が出されました。

離島地区は防護施設へ避難、その他は自家用車で栗原市へ避難して下さい。

町内に屋内退避指示が出ましたので外出しないで下さい。

● 屋内退避解除

標題　～　下記字数：８文字（１５文字以内）

【女川町　屋内退避解除】

本文　～　１６６字（１８０文字）

女川原子力発電所で発生した事故は、（例～代替非常用冷却海水ポンプ等による復旧作業により、原子炉補機冷却水系等の復旧に伴い、発電所内の機能が正常に再開したためなど）事態は収束しました。

町内全域に出されていた屋内退避の指示は、解除されました。

女川町広域避難計画

策　定　平成 29 年 3 月 28 日
編　集　女川町企画課
〒986－2261
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 136
電話番号　0225－54－3131